

平成31年3月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

平成31年3月5日(火)

1. 質疑

出席委員(18人)

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 中田謙三 | 2番 笹川圭光 | 3番 畠山富勝 |
| 4番 伊藤宗就 | 5番 鈴木元章 | 6番 佐々木克広 |
| 7番 船木正博 | 8番 佐藤巳次郎 | 9番 小松穂積 |
| 10番 佐藤誠 | 11番 中田敏彦 | 12番 進藤優子 |
| 13番 船橋金弘 | 14番 米谷勝 | 15番 三浦利通 |
| 16番 安田健次郎 | 17番 古仲清尚 | 18番 吉田清孝 |

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

| | |
|-------|------|
| 事務局長 | 畠山隆之 |
| 副事務局長 | 杉本一也 |
| 主席主査 | 三浦大作 |
| 主査 | 吉田平 |

説明のため出席した者

| | | | |
|----------------------|------|-----------|------|
| 市長 | 菅原広二 | 副市長 | 笠井潤 |
| 教育長 | 栗森貢 | 監査委員 | 鈴木誠 |
| 総務企画部長 | 船木道晴 | 市民福祉部長 | 柏崎潤一 |
| 観光文化 ^ホ 部長 | 藤原誠 | 産業建設部長 | 佐藤透 |
| 教育次長 | 目黒雪子 | 企業局長 | 木元義博 |
| 企画政策課長 | 八端隆公 | 総務課長 | 山田政信 |
| 総務課危機管理室長 | 三浦幸樹 | 財政課長 | 田村力 |
| 税務課長 | 原田徹 | 税務課債権管理室長 | 佐藤淳 |

| | | | |
|----------|----------|------------|------------|
| 福祉課長 | 小澤田 一 志 | 介護サービス課長 | 平 塚 敦 子 |
| 生活環境課長 | 伊 藤 文 興 | 健康子育て課長 | 伊 藤 徹 |
| 観光課長 | 清 水 康 成 | 男鹿まるごと売込課長 | 菅 原 章 |
| 文化スポーツ課長 | 鎌 田 栄 | 農林水産課長 | 武 田 誠 |
| 建設課長 | 畠 山 喜 美 | 病院事務局長 | 菅 原 長 |
| 会計管理者 | 菅 原 信 一 | 学校教育課長 | 加 藤 和 彦 |
| 監査事務局長 | 鈴 木 健 | 企業局管理課長 | 太 田 穰 |
| 上下水道課長 | 真 壁 孝 彦 | ガス工務課長 | 鈴 木 博 |
| 選管事務局長 | (総務課長併任) | 農委事務局長 | (農林水産課長併任) |

午前10時00分

○委員長（笹川圭光君） 皆様、おはようございます。

会議に入る前にお諮りいたします。秋田魁新報社から傍聴したい旨、申し出があります。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（笹川圭光君） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

午前10時01分 開 議

○委員長（笹川圭光君） これより予算特別委員会を再開いたします。

当初予算に係る質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

14番米谷勝君の発言を許します。14番

○14番（米谷勝君） おはようございます。

私から、ごみのことについてお伺いしたいと思います。

市長がですね、新年を迎えるにあたって新たな覚悟でっていうことでいろいろなこ
うお話をしてる中で、ごみの減量化ということのお話がありました。市民の方々、
今までわからなかったけども、そうなんだっていう声はかなりこう聞こえてきており
ますので、ひとつ質問したいと思います。

その中でね最近の話なんですけども、男鹿市の婦人会の方で何か7月か8月かわか
らないんですけども、この後クリーンセンターを何か見学したいと、そういうこう話

も伺っております。

そこで質問に入らせていただきますけれども、新年度予算の中で環境美化推進事業400万3,000円が計上されています。まず最初に、その内容についてお伺いをしたいと思います。

それから、広報の3月号に、EM菌による生ごみ堆肥化講習会の開催がこう載っております。これも何かこう、ごみの減量化に向けたいろいろな取り組みなのかなということなんですけれども、このことに関しては、船川港公民館でかねがわ畑ですか、この方々の協力を得てやるということなんですけれども、そのほかにどっか地区で考えることがあったらお伺いしたいと思います。

それからですね、生ごみのコンポスト、まあ堆肥として再利用するためのコンポスト等の補助についてありましたら、どのぐらいの利用があるか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一点お伺いしたいんですけども、この間の一般質問で話したけども、分ければ資源になるものが燃えるごみにたくさんこう混じっています。ちり紙とか汚れた紙を除いて、そのほかのものはみんなこう資源ごみになるんだって私も聞いて、こう市の方で出してるチラシをこう見ました。あっ、これだとだれもわからないんだなと思ったのは、雑誌とかそういうのはこうね紙ひもで縛ってとかいろいろなこと書いてあるんですけども、そのほかのことはないですよ。何として出せばいいかわからなねえし、私自身もわからねがったす。その中でね、小さい字で右の方のところにこう書いてあるんですよ。「小さな紙や事情により細かく刻んだ紙も古紙として出すことができます」ってこう書いてあるんですよ。どういうふうにすればいいかわからなかったですよ。だからこういうのをね、もう少し、話しすると20パーセントも減量できるんだよってということでこの間の一般質問で答弁いただきましたので、何とかその20パーセントね減量するために、もう少し市民の方々に周知できるような形をとっていただきたいなということで質問させていただきます。

あと、特にその中でね、最近私も聞いた話なんですけども、あの燃えるごみの中で、食品トレーですか、食品トレーというものがあるんですよね。あれをね、私もよくわからないんですけども回収してるんですよ。ところが、普通の家庭ではもうどんどん、これはもう簡単に燃えるごみにどっとう入れて出してるんですよ。だからできれば

そういうのをねもう少し周知しながら、みんなでのごみの減量化に対応できないものかなと思ってます。そのことについても、ちょっとこれからどういうふうにそういうものを周知させて減量化に向かうか、その点についてお聞かせください。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） おはようございます。

ごみの減量化についてお答えいたします。

まず、EM菌の講習会、堆肥化の講習会の件なんですけれども、EM菌の講習会につきましては、平成30年度は男鹿南中学校で堆肥化の講習会、花壇に使うということで、花壇というか給食に使った生ごみを活用して、まあ野菜をつくったり花壇に活用するというので、南中学校の生徒を対象に行っております。また、今回3月に港公民館を会場にして行っております。これまでも北公民館等で実施しておりますが、まだ平成31年度の開催場所については未定でございます。

コンポストなんですけれども、あっ、すいません、一番最初の質問がちょっと漏らしておりました。

環境美化推進事業についてです。健康で快適な生活環境の維持及び豊かな自然環境の保全を図るために、不法投棄の監視や回収、環境美化活動の支援を行うとともに、町内会におけるごみ集積所ボックスの新築または改築に要する経費の一部を助成するという事業で、事業の内容としましては、不法投棄対策事業として、不法投棄監視員の報酬や家電4品目等の不法投棄物の処理手数料、これが合わせて225万3,000円、全市一斉清掃及び八郎湖クリーンアップ等の費用として車借り上げ料などで115万円、ごみ集積所ボックスの補助金として60万円、合計400万3,000円です。

コンポストの件なんですけれども、ごみ減量化推進事業補助金として補助をしておるので、市内に居住し、市内の販売店から購入し、市内に設置することを条件として、購入費の2分の1、限度額はコンポスト化容器で5,000円、電気式生ごみ処理機で3万円、EMバケツ1,000円ということで実施しております。件数といたしましては、平成25年度で全部で12件、そのうちコンポストが8件、平成26年度で11件のうちコンポストが8件、平成27年度で13件のうちコンポストが8件、申しわけありません、ちょっと最新のデータが今ちょっと手元にないもので、平成27

年度までの実績ということでお知らせいたします。

周知の件でございますけれども、これまでも広報等で毎号のようにいろいろな、排出量の現状、雑紙の分別収集等、記事として掲載させていただいております。また、市民向けの冊子としましては、ちょっと古いんですけれども、平成29年3月に「ごみの出し方便利帳」という冊子を全戸配布しておりますが、その後詳しい資料といたしますか、便利帳のようなものについては全戸配布しておりませんので、その詳細についてなかなか皆さんにお知らせしきれていないということで、まあご指摘をいただいているものだと考えております。非常に周知に努めているということがなかなか実感できないというようなことですので、今後もいろいろな機会をとらえまして積極的に周知をしていきたいと思っております。

なお、食品トレーの件につきましては、民間の大型スーパー等で回収をしているということを、まあ広報等でもお知らせしております。で、回収にあたりましては、事前にきちんと洗って出していただくようにというようなことで、ご協力をお願いしながらリサイクルの推進にご協力をいただきたいというような広報に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。14番

○14番（米谷勝君） まず最初にですね、400万3,000円ですか、予算の中で具体的にこう話していただきましたけども、ごみの集積所のボックスの補助に60万円ということで、コンポストとかそういうのの予算化はされてないわけですか。これは要望がないということですか、それとも、ごみの減量化にはつながらないということで、要望があれば予算化するという内容なんですかね。ここについてまず一つお聞きしたいと思っております。

それからね、今の聞いている話の中でいくと、広報とかね冊子とかではこうやってるけどもということなんですけども、機会をとらえていろいろこう周知はしているようなんですけどもね、私は余り冊子とかそういうのじゃなくてね、やはりこういう今の現状を考えると、やはり足を運んで、例えば何ていうんですか、町内会の総会とかよ、そういうことで何かこう話しするべき時期じゃないかなと思ってこう聞いているんですけども、そこら辺の考え方はどうですか。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） まず、ごみの減量化対策推進事業補助金としてコンポスト等の補助金を出しておるわけなんですけれども、これについては、当初予算書77ページのごみ減量化推進事業補助金として5万円予算措置してございますので、どうかよろしくをお願いします。

また、周知啓発活動につきましては、まあこれまでも出前講座ということで小学校へ出向いて授業をしたり、また、先ほどちょっとこうお話しするのをちょっとあれでしたけれども、市長も事あるごとに、市政懇談等でいろいろそういうごみの減量化に対するご協力についてお願いするという話を常々させていただいているということでございますので、今後もまた機会をとらえまして、さまざまな機会に我々が出向いていろいろなお願いをしてまいりたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。

○14番（米谷勝君） 終わりました。

○委員長（笹川圭光君） 14番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、1番中田謙三君の発言を許します。1番

○1番（中田謙三君） おはようございます。

私からは、3点について質問したいと思います。1点目は、今後採択予定の大区画整備事業の市の負担率について。2点目は、各集落のなまはげ行事と柴灯まつりの方向性について。3点目が地域学習と平和教育の継承についてでございます。

まず1点目から。区画拡大、そして基盤整備事業、市では多くの取り組みをさせていただいていますし、土地改良区の立場からして、経営体育成基盤整備、担い手の育成基盤整備、ため池、それから川の改修、農業施設等々、それから多面的交付金の部分での交付金、そのことをまず市に対して改めて感謝を申し上げたいと思います。

それで、まあ今般一般質問の中でも、特別職の報酬減というか、その部分があげられており、財政が厳しくなると、そのことを言われていますし、私は、農業振興の究極はやっぱりこの基盤整備の取り組みではないのかなと思っています。国・県から90パーセントほどまず補助をいただくわけで、まあ今、ガイドラインとして市の地元負担というのは10パーセント、それをまあこれまでの経緯では、かさ上げさせていただいて取り組んでいただいた経緯も私は重々承知しております。

まあそこで私がここで取り上げたのは、この後も引き続き基盤整備へ取り組む姿勢

をまずこう伺いたいというか、そのことでこの質問をさせていただきます。

今、土地改良区では、一ノ目潟野村地区において面積30ヘクタール、これ今、平成32年度採択を目標に今進んでおります。あわせて、脇本地区270ヘクタール、これ今、仮同意聴取、今向かっていますけれども、93パーセントの同意率で、今まあ未同意の方が30名ほどおられるわけですけれども、改めて今説明会を通して、今3月いっぱいにおいて、今この93パーセントをできるならば100パーセントまでもっていきたいというのが地元の推進委員の方々の気持ちでございます。そういう中で、改めてまずこの後事業が採択されますと、国・県から当然、そしてまた市から負担をお願いするわけですが、今までと変わらないような形の中でこの大区画圃場整備の支援をしていただけるのか、その点がまず1点目の質問でございます。

次に、ユネスコ登録されて、まあ今年も今年度の予算においていろんな事業が盛り込まれていますけれども、私はここに書いてありますとおり、各集落のなまはげ行事と、あわせて柴灯まつりの方向性というか、そのことがどういうふうにもっていきべきなのか、そのこと、まあ私自身もこういう言い方してわからない部分もありますので、そういう議論を通した中で深めていければという観点で質問させていただいてます。

予算の概要を見ますと、DMO推進事業の関係で、なまはげ交流ツーリズム、それから多言語対応の話もしてました。その中で、まあ今回の市政報告の中で、柴灯まつり3日間で前年度を上回る、1,500人を上回って7,600人の来場者があったと。まあ一部入場制限等もあってというようなそういう言い方で聞き及んでおりますけれども、しからは、この後なまはげ行事をいかにこう伝承して、そしてまた柴灯まつりは当然まあにぎやかになっていただければありがたいことなんですけれども、先ほど話したとおり、なまはげの行事をまあ多言語というその部分をとらえて話しして、本当になまはげの文化がその多言語でもって伝わるのかなっていうか、まあこれ外国人の方が本当に多くたくさん見えておられるというか、そういうことの対応だろうと思いますけれども、それでしからは本当のなまはげの心なり、なまはげの伝統文化がそれでもってつなげていけるのかというか、その辺のことを思い描いて私はまず今この話をさせていただきます。そのこともあわせて、しからは、この今年7,600人、こういう何ていうかな、観光的な部分においては、リピーターっていうことが

やっぱり求められますし、あわせて、この7, 600人が来年度は幾らこれ来ていける、そういう考え方をもってこの後まず、このなまはげ柴灯まつりに対応していくのかなというか、その辺の考え方をお伝えいただければありがたいと思います。

3点目は、地域学習と平和教育の継承についてです。

まあ教育現場、いじめ、貧困、虐待っていうか、いろんな意味で厳しい部分がありますし、今、市ではコミュニティ・スクール事業等もやっていただいて、なかなかこの私が話しする部分においては大変だろうと思いますけれども、ですけれども私はまず今回取り上げたのは、この地域学習と平和教育、まあ新聞等でご承知の方もおられるかと思いますが、渡部豊彦教諭が2月に亡くなりました。昨年、私は美里小学校の学習発表会に行って、「僕らのまちにも戦争があった」というか、その劇、6年生の劇ですけれども、その劇を私は鑑賞させていただきました。まあ地域で戦没者の名簿を取りまとめたり、ポーチを見て戒名も調べたり、どれだけの人がいつこう亡くなって、いつ帰ってきたのかとか、いろんな意味でこう本当に地域に何ていうかな、こういう戦争があったんだ、そのことを的確に私どもに伝えてくれてあったように思います。そういう意味で、こういう学習発表なり、それからこういう平和教育の大切さというのは、改めてこういう機会を通して我々はいま一度考えていかなければいけないのかなと思ってます。新聞等においても、脇本第一で去年同じくやられて、学習発表会が行われておって、新聞等でも私は見ておりました。そういう中で、ぜひともこの平成の30年は、戦争もなく、本当に日本国民にとっては安寧の日が続いたものだと思ってますので、そういう意味で、この地域学習なり平和教育にこの後どのように取り組んでいくのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

(「委員長、ちょっと暫時休憩」と言う者あり)

○委員長(笹川圭光君) 暫時休憩します。

午前10時26分 休 憩

午前10時30分 再 開

○委員長(笹川圭光君) 再開します。

答弁をお願いします。武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 私からは、大区画圃場整備事業の市の負担率についてお話しします。

ご質問のありました野村地区は、質問のとおり平成32年度採択を目指しているところであります。この事業は、現在進められています五里合地区と同様、農業競争力強化基盤整備事業として行われる予定ですので、その際の負担率は、ご質問のありました市の負担率としては10パーセント、この部分は事業の推進上求められる負担割合ですので、出していくこととなります。ただ、まあ質問の後段の方でありました、過去において実施した受益者分へのさらなるかさ上げというのは、ご承知のとおり、3次行政改革の中で今後は実施しないという方向づけをしておりますので、10パーセント以上の負担率はないものであります。

脇本地区においては、現在、まあ地元で先ほど質問にありましたとおり圃場事業に向けた動きがあることは、県と同様、私たちも承知しているところです。ただ、今後の基盤大区画整備事業につきましては、県の方針として農地中間管理機構関連圃場整備事業ということで、まあ報道等でご承知のとおり、受益者負担がゼロになるという圃場整備事業を県は進める方向でいます。まあ中間管理事業を介するということから、農地を100パーセント中間管理機構経由で地元に戻すということになりますので、この要件をクリアできないとなかなか採択が難しいと。で、もしこの要件をクリアできるようであれば、受益者負担はゼロになるという事業であります。ただ、この場合も市の負担割合は10パーセントということになりますので、まあ要件が整って圃場整備が進むようであれば、この場合も脇本地区において実施される中間管理事業でもし実施されとしても、その際の市の負担割合は10パーセントとなるものであります。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（鎌田栄君） 私からは、なまはげ行事の伝統文化にかかわる部分についてお答えいたします。

なまはげ行事は数百年前から伝わる行事でありまして、ユネスコ登録を契機にしてなまはげ行事のあり方を考える機会もふえ、住民意識の変化も感じているところでもあります。この結果が、平成30年の大晦日には7地区の行事復活というところにつながっているかと思えます。

なまはげ行事を取り巻く課題としまして、人口減少による担い手不足であるとか、迎え入れる家が少なくなっているというそういう課題がありますけれども、これらの課題については一朝一夕ではちょっと解決できないところもありますので、この後もなまはげ行事の保存伝承の観点から、行事本来の意義を伝える機会として「なまはげしゃべり」とかそういう機会も設けながら、この後地道になまはげ行事の意義を伝えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） 私からは、なまはげ柴灯まつり関係、また、なまはげ行事の観光面からの取り組みについて説明申し上げます。

委員からも話ありましたとおり、今DMOの方で、昨年末のなまはげ行事の際ですが、ツアーを実施しました。4地区のところからご協力をいただきまして、参加者は17名という人数ではありましたが、遠く関東圏ですとかからもお見えいただきまして、なまはげ行事をですね体験いただきました。参加者からは、非常にまあ貴重な行事を体験できたということで、感想がすごく好感、いい、満足度が高い感想をいただいております。こちらについては、経費の一部につきましてを各集落の方に謝礼としてお渡しをすることにしております。この辺を通じまして、伝承の面でも貢献できればというふうに考えております。

また、柴灯まつりについてでございますが、期間中、外国人の方も多数おいでいただきました。ユネスコ登録を契機としまして多くの方がお見えになると。また、外国人の方もお見えになる可能性があるということを考えまして、このたびは国際教養大学の学生にボランティアをお願いしまして、通訳等をお願いしたところでございます。なかなかその行事の細かいところまで、柴灯まつりの細かいところまでというご案内でなくて、例えば場所の案内ですとか入場料の案内とか、そういったそのまつり自体の案内というところではございましたが、不便なくご覧いただけたかとは思っております。

また、なまはげの伝承といいますか、面でございますけれども、来年度になるんですが、国の事業でなまはげに関する紹介、あるいはまつりに関する紹介を英語に翻訳する事業、こちらは国の負担100パーセントなんですけど、こちらの採択を今現在予定しておりますので、これによりまして、より充実したなまはげに関する外国語での案内が

できるものと考えております。

また、来年度以降の来場者の見通しでございますが、なかなか、今回ユネスコ登録を記念、まあ関係しまして多くの方がお見えいただきました。来年度以降もこれだけの方がいらっしゃるかどうかはちょっとまだ見通せないところではありますけれども、来客の方には3回連続でお見えになったという方もいらっしゃいます。いいものをご覧いただければ必ずリピーターとして来ていただけるというふうに思っておりますので、今後ともまつりの充実についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 加藤学校教育課長

○学校教育課長（加藤和彦君） 地域学習と平和教育の継承についてご説明申し上げます。

まず、市内の小・中学校は、今年度、コミュニティ・スクールを指定して3年目となっております。来年度もまたコミュニティ・スクール推進を進めていく予定であります。この3年間の成果として、地域に開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくりがこのコミュニティ・スクールの推進を通して図られてきたものととらえております。この中では、地域の伝統文化への地域行事への子どもたちの参加、それから地域の素材を生かした学習、地域の特色を生かした学習等々が繰り広げられております。例えば船越地区の統人行事、北陽小のなまはげ柴灯まつりへの参加、脇本地区の山どんど、そういった伝統行事の方にも子どもたちが参加しているということであり、また、男鹿梨の受粉活動や鮭の稚魚の放流、安田地層の観察等、地域の素材を生かした学習が展開されております。そういったその地域の素材を生かす学習の一つに、先ほど委員の方から紹介がありました「僕らのまちにも戦争があった」、これも含まれるものと思われ、そういった中で、地域の人たちの力を借りながら行う学習については、非常に深まりが見られます。そういった意味では、今後もその地域活動を地域の方々と一緒に学習を深めていくもの、こういったものを市教委の方でも進めていければなというふうに考えているところでもあります。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありますか。1番

○1番（中田謙三君） 基盤整備についての考え方は理解できましたし、あわせて、今、

脇本地区におかれてる部分について、こう話したいと思います。先ほど武田課長は、農地管理公社を通すれば、まあ委託すれば農家負担はゼロでっていうようなそういう話でしたけれども、現実にはそれはハードルが高くて、まあ今私が地域の推進委員の人方との交わりの中では、従来の経営体育成、それから担い手育成の事業でというふうな考え方で、今、県と折衝していききたいなとか、そのように思ってますので、その点はまずこの後どういう形になるか、また推移を見守っていければなと思います。

あわせて、まず私が先ほど話したとおり、農業振興、私はやっぱりさっきも申したとおり、基盤整備が一番これ農業振興につながるものだと思います。そのこともあわせて、何かちょっとこれ以上しゃべればごしゃかれるようなので。

まあ柴灯まつり、今いろんな話の中で、まあ今年の部分ではよくいってるというか、そういう理解はさせていただきましたけれども、いかに私がまあ最初に話したとおり、各集落、まあ今回7地区が参加した。それから、まだまだ集落できないところもありますので、いかにして男鹿半島全体がこの伝統文化を継承するか、そのことが一番これユネスコ登録にふさわしい活動なのかなと思います。そのことをまず忘れてはいけないのではないのかなと。そのことをまずひとつ申し上げておきますし、そのために何ができるのかと、その部分を改めてこう考えていただければありがたいのかなと思う。まあざっくばらんな話、町内交付金、今、伝統文化継承でいただけてますけれども、そういう部分をよ、やっぱり何かしらさっきのDMO関係の部分において、幾らかでもこう、本来のうちにあって、来訪神が五穀豊穡、家内安全を願う、そういう来訪神なんだよっていう部分をよ、そういう部分での取り組み方を推奨するような進め方っていうものができないのかなと、私はまあ今、その発言を聞いてて思いましたので、そういう取り組みを考えていただければありがたいと思いますし、あわせて柴灯まつりも、今まで以上にこう、あの限られたスペースの中でどういう形で見せてっていうか、伝統文化を鑑賞していただけるのか。その点をやっぱり知恵を出して、おもてなしの心でもってこう迎え入れる、そしてまた来ていただく。そういう考え方がなお一層こう必要なのではないかなと思いますので、その辺も是非ともお願いしたいと思います。

あわせて、まあ先ほど平和学習の話させていただきましたけれども、私がまずここで申し上げたいのは、今、戦争体験者ももう亡くなってきてますし、戦前戦中の方も

もう、ここにおられる人でも戦前戦中の方は、戦中の方はいられる、おられるのか、そういう年代になってきたと思います。私は先ほど名前挙げましたけれども、渡部豊彦教諭が亡くなったことによって、やっぱりこういう平和教育、平和学習というものがこの後何ていうかな、惜しい人材をなくしたと思ってますので、そのことを何とか教育現場の中で、これまでっていうか、これまで以上に取り組んでいただけるような、そういうことを目指していただければ、そのことを思っただけの発言です。何とかそのことを改めてお願いしましてっていうか、お願いするっていうか、そのことを頭に入れて取り組んでいただければと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 武田農林水産課長

○農林水産課長（武田誠君） 脇本地区で計画されています圃場整備事業につきましては、従来の事業を地元が希望しているっていうお話は聞いておりますけども、先ほど申しましたとおり、受益者負担がゼロになる事業を当然県も国も進めているわけですし、まあできればそういう方向でということをお願いしているところであります。ただ、ハードルが高いと。確かに先ほどご質問のありました270ヘクタール規模をですね、すべての面積を農地中山間管理にまあ移動するっていうのは至難の業に近いようなことかもしれませんけども、今後の中間管理機構を通した圃場整備事業においては、これまでより面積規模が小さい1ヘクタール以上の連担でありますと、10ヘクタールのエリアから取り組むことができるなどという要件もありますので、270ヘクタール一気にということではなく、まあ100パーセント中山間管理機構に移行できるようなエリアがあるとすれば、そういったところで先進的に取り組んでみるっていうのもひとつの考えかと思っておりますので、そういったことも今後協議に出してはいきたいと思っております。

あと、せっかく100パーセント同意を得て事業採択を目指す際にですけども、従来の事業を希望したのであれば採択順位が限りなく後ろの方になってしまうというお話も聞いていますので、やはり目玉とする中間管理事業が出てきた以上は、まあ地元に対しては有利な事業の活用をお願いしたいとは考えております。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） では、私からは、なまはげの伝承と観光行事のかかわりと

ころでまたご説明を申し上げます。

DMOのツアーを、大晦日のツアーでございりますが、こちらの方におきましては、やはりふだん行われてるなまはげ行事を観光客の方にご覧いただくということにおいて、やはりふだんの行事に対しての改めての認識ですとか、あるいは行事を誇りに思うとか、あるいはほかの方にご覧いただくことによってその保存への意識が高まる、こういったことにもつながるかなと思っております。先ほども申し上げましたが、参加者からの謝礼の一部は各集落の方にお渡しをするということにしております。まあこの辺が活動の継続に、行事の継続に係る経費の一部にもつながればというふうに思っております。

今回のユネスコ登録において、各地域においてなまはげ行事に対する誇りといいますか、そういったものが生まれていると感じておりますので、その辺をこのDMOによるモニターツアー、プレミアムツアーにおいてもですね、是非観光の方にご覧いただくことによって、貴重な行事ということを行っている方自身も感じていただければというふうに思っております。

また、柴灯まつりにおいてですけれども、昨年度から大きなモニターを設置しまして、行事の細かいところを観光の方にご覧いただけるようになっております。なまはげ入魂ですとか下山のところ、あるいはさまざまな行事につきましてを、遠くにいても大きな画面で見られるということで、柴灯まつりのご覧になれる方の満足度が確実に高まっているかなというふうに思っております。このあたりの行事の、柴灯まつりの取り組みを継続していきながら、しっかりとなまはげの文化といいますか魅力というものを、このまつりを通じても伝えていければと思っております。

また、各地域のなまはげのかかわりですが、まつりの後半の里のなまはげ乱入、こちらにおきまして、延べですが24地区の、まあ重複した地区もあるんですが、初日が5地区、2日目が11地区、3日目が8地区という方の延べで24地区の里のなまはげが乱入してきてもらっています。これによって、まあ普通の石川さんのお面だけでない、さまざまななまはげのお面があるということが観光の方にも伝わると思いますが、多様性というものが観光の方にも伝えられればというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 加藤学校教育課長

○**学校教育課長（加藤和彦君）** まず、現在の現行の学習指導要領でありますと、小学校で、平和教育については、小学校では歴史の分野、それから中学校では歴史、それから公民の分野で、平和教育にかかわること、学習することとなっております。で、そのほか道徳においても、現在の1年生から6年生まで、小学校の方では国際理解、国際貢献、そういったものに絡めて平和について考えるというふうなことをしております。これは、すべての小・中学校で学習することとなっております。それに加えて、やはり地域の素材、そういったものを活用した、利用した学習、さらにその平和教育、これは各小・中学校のその状況と合わせて、この後進めていければなというふうに考えています。

○**委員長（笹川圭光君）** さらに質疑ありませんか。

○**1番（中田謙三君）** ありません。ありがとうございます。

○**委員長（笹川圭光君）** 1番中田謙三君の質疑を終結いたします。

次に、8番佐藤巳次郎君の発言を許します。8番

○**8番（佐藤巳次郎君）** 私からは、6点にわたってお伺いいたします。

1つ目は、洋上風力発電計画に対する男鹿市の対応についてでございます。

新聞等でもかなり大きく、この秋田県沖に洋上風力の計画がされております。とりわけ大きいのは150万キロという、日本でも今までにないような大きい風力発電の規模ということですが、最大158基をつくるということで、言ってみれば、いろいろな会社がこれやろうという計画で、男鹿の北、そして南、全体にそういう計画がなされているということで、まあ男鹿市がちょうど挟まれた感じになろうかと思いますが、市の方ではこの洋上風力発電にどのような対応をしているのかと。非常に私は、特に漁業関係だとかに非常にまあ漁業に影響が出てくるんじゃないかというのを心配しているわけですが、どうなのか。計画の段階で、そういう漁業関係者や自治体関係者との話し合いとか同意とかが必要なかどうか。

それとあわせて、男鹿市内の敷地ですと固定資産税とかいろいろ入るのが予想されるわけですが、そういう海の中での税というのはどうなるのか。市の方へは何ら入るものがないということなのか、そのあたりひとつわからないのでお聞かせ願いたいなど。このように計画どおりに進むとなれば、男鹿海域が発電のために非常な景観上もよくないということにもなろうかと思っておりますので、そのあたりについてご説明願

いたいなと思います。

それから、2つ目は、秋田大学への水産漁業学科の設置、男鹿市への誘致についてということでございますが、今現在、男鹿工業高校、そして男鹿海洋高校、2つの高校がありますけれども、今、高校の受験等、試験というのもあって、それをどのぐらいの志願状況が新聞に載っておりましたけれども、この2校が非常に志望者が不足していると。で、定員に満たないという感が非常に多いわけですね。そういう中で、本当に高校、まあ質問の通告にはなっていませんけれども、この高校受験のもっともつとやっぱり本来であれば、工業高校なり水産学科について、希望者がもっともつともいいのになと思っていますけれども、どういう原因でこういう志望者がおらないのか、どう考えているのか。そのあたりもひとつお聞かせ願いたいと。

で、特に、まあ男鹿は漁業で生きてる部分がかかなりあるわけで、漁業にかかわる、まあ水産関係の大学っていうのは東北にもそうそうないわけです。そういうことで、まあ秋田大学の中にでもこういう科を設けて、秋田県の漁業振興のために必要なんじゃないか、あれば非常にいいんじゃないかということで考えておまして、そのあたりについて、市の方はどういう考えがあるのかなと思ったわけです。是非やはり大学を誘致して、男鹿市の活性化、若者が町中をどんどん歩くと、歩いて男鹿市のそういう漁業関係がもっともつと盛んになるというところをつくってもらえればなと思っていますが、そこら辺についてひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それから、3つ目は、この4月から大型連休が10連休ということになるということで、これに対する市の対応について、どうとらうとしてるのか。非常に市民の側からすれば、途中でいろいろな証明関係だとかいろいろな必要な場合が当然出てくるわけで、それらに対して市民の利用をできる手法で10連休をどうすればいいのか、市の方でどういう対応をしようとしてるのか、そのあたりをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、4つ目は、ごみの減量化についてであります。まあ先ほど米谷委員も質問しておりましたが、私は、ごみの有料化の前に、減量のための各市内地域でもっとも積極的に減量化のための市と町内会等の役割っていうか、これを是非つくってほしいなと。これによってやっぱり今、毎年のようにごみが大きく余計になってきているということなので、少なくしていく仕掛けをよ、やはり私は、まあ市報等でもい

ろいろ毎回のようには載せておりますけれども、どうしてもやる、実際減量化にするのは各地域、町内会の役割が非常に大きいと。是非これをやっぱり町内会単位でも話し合いをして、減量化をどうするかということで、市の方から説明等も含めてやられないものかと。さっきいろいろ生ごみの利用もいろいろ出ておりましたけれども、生ごみも、それから雑紙等、新聞紙等のそういう紙類とかについても減量化もできていくわけなので、そこら辺について、是非減量化に努めてほしいと。そしてまた、今、まあ町内会への市からの交付金制度があるわけだけれども、このごみの減量化についての交付金の支給する際のひとつのやってるか、やってないかのそういうものもあっていいのじゃないのかなという感じがしているわけで、どうしてもやっぱり減量化によってやっぱり、減量化していけばごみの有料化もなくなるわけなんで、これを早急にやはりやってほしいなど。そしてまた、市の方でもこのごみの減量化の広報のためにもスライドみたいなのをつくってだすな、町内会で見れると。で、町内会の方で地域をどうしていくかということもできる、いろいろな話ができるので、そこら辺についてどう考えているのかもひとつお聞かせ願いたいなと思っております。

それから、5つ目は、国民健康保険税の引き下げについてですが、まあこれは、1万9,927円、まあ引き下げることになるかと思いますが、いずれまあこの引き下げによる市の財源っていうか、どのぐらい引き下げ、1人当たりの引き下げ額が全体ではどのぐらいになるのか、その財源をどうするのか、そのあたりをひとつお聞かせ願いたいなと思います。

特にそれから、まあ6月議会までに国保税の引き下げが提案されるかと思いますが、その際、一般質問でも質問しておりますが、均等割を是非やはり引き下げてほしいと。これが非常にまあ負担だわけで、家族の多い低所得者が非常に悲鳴をあげているということがあつたわけですね。で、市の答弁にもあつたように、国保加入者の平均の所得額が58万円だと、こういう大変なまあ所得の中で、国保税が平均すればどのぐらいかと、すごい割合の負担になつてるわけだすな、所得に対して。これをどうしても引き下げるためにもだすな、均等割の割合をもっとして、なくしていくと、減免していくという手法をとれないのかということをお考えのわけでおりますので、そこら辺についてお答え願いたいなと思います。

それから、6つ目は、自衛官の募集の市の対応についてであります、これは魁新

聞に大きく報道されました。これを見てみますと、自衛官の募集に対する県内自治体の対応ということで、男鹿市の場合は名簿を提供してるということで、まあ名簿提供している、それから抽出して閲覧させているというのがあるわけけれども、市の方で名簿を提供してるという、言ってみればまあ個人の情報を提供してるというところの法令根拠っていうか、これはどっから来て自衛隊に名簿を提供してるのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 八端企画政策課長

○企画政策課長（八端隆公君） そうすれば、私の方からは、洋上風力の方の関係についてお答えさせていただきます。

まあ今年の12月に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備にかかわる海域の利用の促進に関する法律というものが制定されております。で、まあ概要であります、洋上風力発電施設の整備促進地域を、経産省、それから国交省が指定できるということになっております。その指定地域での発電事業を公募により選定するというのを、その法律の中で規定しております。で、まあ選定された事業者の長期にわたるその海域の占有等がありますので、それにかかわる計画を、経産省及び国交省が認定するというふうな形になっております。公募に向けた今後の具体的なスケジュールというのは、今現在不明でありまして、で、新聞報道にありました北部の方、それから南側の方の海域の部分でございますが、そこもその指定される区域に一応入ってるということで、まだ正式に指定になったわけではございません。で、そこら辺につきましては、今後、国の方から何らかのアナウンスがあるものと思っております。

まあそういった現在、男鹿市周辺での動向としましては、能代から若美沖にかけては、今現在3社がそこに進出したいという計画をもっております。で、一番事業者の中で先行しているのが、ちょっと新聞報道の中にはなかったんですが、大林組が一応計画をあげておりまして、ここの部分につきましては、環境影響評価等の配慮書の手続については第一段階の方は終わっております。現在、日本風力発電と、それから住友商事の方がそのエリアへ参入する意向を持っておりまして、日本風力発電開発の方につきましては、今現在、計画段階の環境影響配慮書の縦覧を実施しているところでございます。それから、秋田・潟上沖合いにつきましては、新聞報道にありまし

たエコパワーというところと、あとほかの2社との共同計画で、これにつきましても計画段階の環境配慮書の縦覧を実施しているという状況でございます。市といたしましては、まあこの潟上沖での事業については、テレビ電波への影響等が懸念されるというふうに今現在思っております、そこの部分については、事業者に対して丁寧な調査や説明を求めていくというふうに考えております。それからあと、両海域ともかなりの本数が建ちますので、景観に与える影響等もかなり大きいと思いますので、そこら辺につきましましてはモニタージュ等を作成するなどして、どのような影響が出るのか、これも丁寧な説明を今求めていくというふうに考えております。

以上で、現在うちの方でつかんでいる情報等は、今ご説明した中のものであります。

それから、町内会交付金の話がございましたが、そのごみ分別等の関係でその部分が入ってるかというところでございますが、まあその中の、町内会交付金の中に一応項目としては入っております。それで、まあ地域環境整備事業ということで、まあ具体的に数字でいきますと、均等割として2万円、それからごみの分別、それから集積場所の清掃管理という部分で、世帯割で100円というふうに算定する額を決めております。

町内会交付金の関係につきましては、以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 原田税務課長

○税務課長（原田徹君） そうすれば、私からは、洋上風力の固定資産税についてお話をさせていただきます。

洋上風力、洋上であっても市内の設置されるものについては、償却資産として固定資産税が課税されると当市の方では考えてございます。

あと、国保税の引き下げについての均等割の部分でございますけれども、現状、均等割につきましては、まあ引き下げに伴いまして中間層への所得割の増額など、まああとは子どものいない世帯などへの負担が増大するということを考えまして、また、法定の軽減でございます7割、5割、2割、こちらの方の平等割、均等割の軽減も行われていることから、現状では考えていないものであります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） 私の方からは、まず、ごみの減量化についてござい

ます。

委員おっしゃるとおり、市民がごみの減量化について積極的に携わっていただくという、かかわっていただくというのは非常に大事なことだと考えております。特にその機会として町内会がかかわるということは非常に重要なことだと考えておりますので、町内会等の集まり等がありましたら私どもでも積極的に参加をして、話し合い、あるいはわかりやすい資料をもって説明をしていくというような機会をつくってまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、国民健康保険税の件ですが、委員おっしゃっておりますのが、さきに公表されております、新聞等で公表されております1人当たりの税額について、男鹿市が10万9,927円というような報道を指しているかと思っております。これにつきましては、1人当たりの国保税額については、事業費納付金に対して必要な調整を行い、算出されました必要保険税額の総額を医療分、支援分、介護分ごとにそれぞれ被保険者の数で割った金額の合計を1人当たりの国保税額として公表しているもので、これには所得のない方、乳幼児からお年寄りまですべて含まれておりますので、実際課税の対象になる方が負担をする国保税の額とは若干ニュアンスが違うという数字になっておりますので、この額が即、すなわち1人当たりの平均税額になるかということには当たらないということですので、税率を決定する際には、まあこれまで同様に必要な保険税額が課税所得等が明らかにか判明した状況により判断するというところで、現時点で引き下げができるかということについては、まだ何も申し上げることはできない状況でございますので、よろしく願いいたします。

あと、自衛隊、自衛官の募集の件なんですけれども、自衛官の募集情報の提供についてということで、今年の1月に自衛隊の秋田地方協力本部長から依頼文書が来ておりますが、この際根拠となる法令につきましては、自衛隊法の第97条、また、自衛隊法の施行令第120条の規定に基づきまして情報の提供を依頼されているという状況でございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 山田総務課長

○総務課長（山田政信君） 私からは、10連休の市の対応ということにつきましてお答えいたします。

国の方でも、10連休の際にはライフライン等に影響がないような配慮をしていただきたいというふうなことも報道がございます。市の方でも各分野にわたる窓口、企業、病院等もございますので、年末年始の連休等の対応を踏まえまして、各担当する所属等協議いたしまして、ライフライン等に影響のないような対応ということで取りまとめた上で周知図りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 八端企画政策課長

○企画政策課長（八端隆公君） 秋田大学への水産関係の科の設置と男鹿市への誘致という部分でございますが、今現在その部分については、正直に申し上げて特に考えていないというところでございます。ただ、将来のそのまちづくりという観点からいって、まあ検討される一つのものなのかなというふうなことも思いますので、その部分につきましては、今後調査等していきながら考えていきたいというふうに思います。

それから、先ほど洋上風力の固定資産の関係のところでしたが、まあこれ今、国の方でその制度について検討中でございます。それで、固定資産という形になるのか、それとも海域を占有するということになりますので、そちらの方もありますので、その部分につきましては、国の方で今現在その仕組み等を検討しているところであります。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。8番

○8番（佐藤巳次郎君） そうすれば、この今課長が言った洋上風力の関係では、市には直接、洋上風力をする会社からは説明等というのはないものなのか。どこを通して来るのか。そのあたりがどういうふうにして、最終的に発電をすとなれば、市とか漁協等の同意とかそういうのは必要ないと、国がいいばいいというのなのか、そこら辺だすな、どうなるのかなと思っております。いずれこの計画が進むと、本当に景観上もさることながら漁業にはかなり影響が出てくるんじゃないかという気がして心配しているところでありますので、是非これらの対応について慎重に取り扱っていただきたいなと思っております。

それから、秋田大学への水産漁業学科の設置ということですが、これは今すぐということにはなっていないのは重々わかりますが、いずれやはりこの水産学部という

か漁業学部というか、そういうのはやっぱり、秋田大学になるのかどこの大学になるのかはともかくとして、是非その学部を男鹿につくってほしいという思いがありますので、是非この働きかけをとっていただければなと思っておりますので、そのあたり市長はどのように考えてるものかなと思っておりますので、お答えできればなと思っております。

それから、10連休への市の対応について、市民への周知方をどうしていくのか。今3月に入ったわけで、早めにやはりこの10連休の対応について、市の方ではっきりさせて市民にわかるように周知するべきじゃないかと思っておりますので、そこら辺どういう周知方をするのかだすな。果たして市報だけであといいのかということにもならないんじゃないかと思っておりますが、そこら辺非常に心配しておりますのでお答え願いたい。

それから、ごみの減量化についてお答えいただきましたが、いずれまあこの減量化を、やはり男鹿市として全体として各町内への協力も含めて強力に進めていくということがなければだすな、町内会任せで、ある町内から来てけれって言われて行くということではなくてだすな、やはり全体として行政としてこのごみの減量化を積極的にとらえてやっていくと、分別、そしてまたごみの再利用、それらについてだすな、きちっとやっぱり市民さ理解してもらって、町内会で独自にこの課題をやっていけるようなそういう組織づくりとかシステムづくりとか、そういうのをできないものかなと。そういう意味での、先ほど私言ったこの周知方のスライドみたいなものつくれば、なお一層いいんじゃないかなという思いで質問しております。

それから、国保税の引き下げについては、この県で示されました10万9,927円、これがこのとおりの数字にはならないということではありますが、それにしてもまあこれに似た額の引き下げということになろうかと思えますし、さらに、これは県に示された額ですし、男鹿市として財政調整基金がかなりあるわけですから、仮にまあ、仮に1人当たり11万円にしてもだすよ、被保険者が男鹿市の場合幾ら、5,800台だとなればだすよ、1億円もかからないでこれ引き下げ、この分はできるわけですから。けれども、財政調整基金は2億を超えてると。して、今年度の決算状況もあるという中では、なおこの額よりも引き下げ可能ということが十分考えられるわけですから。そういうことに対しての、私は均等割の引き下げというところをできないかということでお聞きしているところですので、そこら辺についてお答え願いたいと思

います。

それから、自衛官の募集についての答弁がありました。これはまあ市の方で話を
して答えております。自衛隊法の施行令120条等についてで出してるということですが、
これと個人情報の保護ということをどう考えているのか。私は、本人から
何も了解を得ないで行政が勝手に人の名前を第三者に渡すということは、完全にこれ
は個人情報を守るという方から逸脱していると思うわけですね。そこら辺についてど
う考えて名簿を提供してるのか。そこら辺をひとつお聞かせ願いたいと思いま
す。

そしてこれ、名簿の提出っていうのは毎年1回ということなのか、どういうふうな
手法で名簿を提供してるのか、ひとつお聞かせ願いたいなと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 八端企画政策課長

○企画政策課長（八端隆公君） 洋上風力関係であります。まあこの今進出を予定
しているこの事業所からは、一応事業の説明は受けております。その席上で、まあう
ちの方としましては、関係ある部分、ところとは十分協議した上で事業を進めていっ
ていただきたいというお話はさせていただいております。最終的には、まあこの今配
慮書等のこの手続が進んでいく中で、まあ都道府県等からの意見というものも求めら
れますので、関係ある市町村からの意見徴収もあるものと思っております。

それから、大学の方の関係であります。ここの部分につきましては、先ほども申
し上げましたが、まあまちづくりという観点からも考えていければというふうに思っ
ておりますので、ここの部分につきましては、まあ調査しながらということになるら
うかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） まず、ごみの減量化の取り組みですけれども、先ほども
申し上げましたが、市の喫緊の最重要の課題として市民の皆様から減量化に取り
組んでいただけるよう、さまざまわかりやすい資料を準備して積極的に周知に努めて
まいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

あと、国民健康保険税につきましては、現状、平成31年度の事業費納付金が男鹿

市分として昨年度と比較して約3,400万円伸びております。また、それに伴いまして必要税額も約4,200万円伸びていると。これは、被保者の減少や医療費の増加ということで、男鹿市の負担額がどんどんどんどんふえているというような状況が見られると。まだ新しい制度に変わりまして2年目ですので、全体的な傾向についてはきちんとまだ把握できないものではありませんが、今後同様の傾向が続くとすれば、毎年毎年必要な額が上がっていくと。そうなりますと、昨年度国保税の改定を行いました際に、少なくとも三、四年は安定的な運営を、財政運営を続けていきたいというようなことをお話ししておりますが、ご指摘の財政調整基金、現在、平成29年度末の残高が約2億3,000万円ということで、5,000万ずつ必要額がふえていくと4年で枯渇するというような状況になって、税額を改定しない場合、5年で既に枯渇、4年程度で枯渇するというような状況になりますので、引き下げについて、今なかなか難しいものとは考えておりますが、平成31年度の課税所得等こう勘案しながら、また新たに税率については検討してまいりたいということになるかと思っておりますが、こう話が前後して大変恐縮ですが、既に事業費納付金の伸びというのもございますので、国保税の税率改定、引き下げについては慎重にならざるを得ないと考えているところでございます。

あと、自衛隊法の関係なんですけれども、自衛隊の隊員募集につきましては、法律におきまして自衛官の募集事務を行うということになっておりますので、事務の一部として名簿を提出するという、提供するということになっておりますので、特にこれが個人情報の保護に、地方自治体の事務として行っているものであり、個人情報の保護に抵触するものとは考えておらないものです。提出の方法につきましては、募集対象者の情報について紙媒体で提供させていただいているものでございます。

○委員長（笹川圭光君） 山田総務課長

○総務課長（山田政信君） 10連休の市の対応につきましては、今後早急に各所属等取りまとめた上で広報にして周知するとともに、個別の周知方法につきましては今後早急に協議していきたいと、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） すべてお答えしておりますけれども、情報提供という意味でお知

らせします。

1つ目の洋上風力のことに関してですけども、やっぱり私はこのことは非常にこれ大事なことだと思ってます。委員がおっしゃるように景観のこととか、男鹿は観光地ですので、慎重に考えていかなきゃだめな問題だと思ってます。けども、北欧の方では洋上風力やったことによって新たな漁場ができた、そういう話もあるようです。そしてまた、まあ船川港の活性化について、先ほど一般質問でも議員の方から質問があったように、男鹿を何とか積み出し港にできないかなと、そういうことのことも考えたりしております。そういう可能性もあるということを一いつ頭の隅に入れておいてもらいたいと思います。

それから、秋田大学との連携ですけども、なまはげ、皆さんご存じのとおり、なまはげ分校と提携してますよね。なまはげ分校という形で。それでもっともっといろいろなことをやっていくべきだと、そう私は思ってます。今可能性があるのは、AI活用した移動販売車の実証実験ですな、キャッシュレスの。それを立教大学の先生が中心にやってますけども、当然秋田大学との連携、そこの連携とか考えてます。

漁業については考えてなかったんですけども、今のところやるべきことは、男鹿海洋高校はきわめて珍しい高校ですので、日本一の生徒が集まるような学校にしたいと、そういう夢は持ってます。実際、ドリームリンクの社長がそういう工場をつくりたいんだと。全国から生徒が集まるような学校になるようにお互いに頑張りましょうと、そういう話もしてくれてます。現に海洋高校が、今年の5月に笹川財団の支援を受けて、持続可能な海洋資源の開発管理について学ぶ取り組みということで、先生2名、生徒5名がノルウェーに行くことになってます。そういう連携は図ってますけども、今のところ大学との水産については考えてませんけども、いろんな切り口があるということも思ってます。

あともう一つ、ごみの減量化について、なかなかいろんなことが浸透しない。ごみだけじゃなくてね、私、広報にも書きましたけども、国政・県政はマスコミが伝えてくれますけども、市政についてはなかなか理解が進まないということを、私たちのやり方がまずいこともあるんでしょうけども、それで9地区に行政懇談会に回って歩いて、私は、今までのやり方と変えて、町内会長でなくて、来たい人はウェルカムだと、みんな来てくださいよと、少しでも市にかかわっている人方が来てくださいというこ

とで、人集めを多くして説明会も開いています。ごみだけじゃなくて、その健康問題だとかいろいろな問題がありますから、そういうことをもうちょっと工夫してやっていきたいと思っておりますので、皆様のご理解、ご支援をお願いします。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑。 8 番

○8 番（佐藤巳次郎君） もう少しお聞きしたいわけですが、この洋上風力の発電で、この漁業へ非常に大きい影響が出てくるんじゃないかという心配しているわけですが、それとあわせて、風力発電を設置するところでのその何ていうすか、まあ発電のその何ていうか、それを魚礁扱いにした形で魚を住ませるとか、そういう方法ってというのはないのかなと。そういうことでやっていけば、風力発電と合わせて漁業振興にもつながっていくと、そういう手法でやってるところってというのはないのかなと思いますが、そこのあたりどうなのかなと思っております。

それから、国民健康保険税の引き下げについて、先ほどの課長の話であれば、この県から示されたこの引き下げ額も果たしてできるかどうかわからないような話っぷりだったんじゃないかなと思いますが、実際どうなのかな。2億3,000万も財調にあってだすよ、この10万9千幾らでも2億もかからないんですよ。それをやれるかどうかわからないというような状況ではないんじゃないかなと思いますが、是非そういう引き下げはやってほしいと。この後4年間ぐらいですか、財調取り崩しされねえ、あとねぐなると。私はこれも、この発想もまたどうなのかなと。毎年毎年決算やって、ここ数年は毎年財調には出てる、そんなに赤字、ああ、赤字、二、三年前あったっすな。ですけれども、やはりこのように多額な財調があるわけですので、是非県に示された額は最低でもやる必要がありますし、国保税の算定の基準であるその所得割とか均等割とか平等割についての見直しもあわせてやってほしいと思っておりますので、お願いしておきたいと思えます。

それから、自衛官の募集についてだすな。私の思いを、仮にその一般市民が市民課さ行ってだれその証明欲しいといっても、それは発行しないわけですな。で、団体ならいいのかといっても、団体でもなかなかだめだと。自衛隊は自衛隊法の施行令の条例があるからそこだとはいっても、それは提供は名簿を出す、出せということは書いてないわけだすな。あくまでもこれは個人の情報を市の方で提供してるということ

なので、これはやはり個人の知らないうちにほかの団体さ登録されてしまうということは、あってならないことじゃないかなと。ここら辺を行政としてだすよ、市民のそういう個人情報了他に漏らすということは、法律的にもまたこれ逆に自衛隊法と別の法律からいけばおかしいと。そのあたりはやっぱり市の方でも考えてだすよ、みる必要があるんじゃないかなと思いますが、以上についてもう一度お答え願いたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 八端企画政策課長

○企画政策課長（八端隆公君） 洋上風力の関係で、まあこの漁業への影響というのは、これは懸念される場所であります。まあ、この国内における洋上風力自体も比較的新しい事業でありますので、まあ参入を希望してる事業者の方へはそこら辺の配慮等お願いするとともに、まあ計画内容の進行等を随時報告していただくようお願いしておりますので、事業者さんとは連絡を密にしていければというふうに思っております。

それから、まあ風力の発電施設の魚礁のまあ例ということですが、申しわけございませんが、ちょっとそこまでは承知しておりませんので、答弁はちょっと今できませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 先ほど私言いましたけども、ちょっとそういうかなり大きな洋上風力ですから、その基礎回りに根固めとしてかなりの大量なブロック、また石を使います。それが新たな漁場になると、北欧ではね。そういう話を聞いたことがあります。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） まず、国民健康保険税の件でございます。

県が示した1人当たりの国民健康保険税額というのは、先ほども申し上げましたとおり、必要な保険税総額に対して被保険者の数で割りかえた単純な額であり、市町村が集めるべきというか賦課すべき国民健康保険税の額が県が示したわけではないということでございますので、あくまでも税率は必要な保険税額については課税所得等により判断するものでございますので、よろしくお願ひいたします。

また、自衛官の募集につきましては、自衛隊法の97条で、都道府県知事及び市町村は法令、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということで、政令におきまして、募集に関して必要があると認めるときは、必要な報告または資料の提出を求めることができるというこの規定に基づきまして処理するものであり、法律に基づき実施している事務であり、個人情報等の漏えいには当たらないものと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 8番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

○8番（佐藤巳次郎君） ありがとうございます。

○委員長（笹川圭光君） 次に、9番小松穂積君の発言を許します。9番

○9番（小松穂積君） それでは、通告に基づきまして、私からも数点ほど質問をしたいと思っております。

通告しておるところで、私が所管しております教育厚生委員会のところあるんですが、ここの部分については、質問はいたしますが、所管の教育長であり次長さんであり、それは答えなくても、市長に対する質問でありますので、そのことを踏まえて皆様方からご答弁を賜りたいと思っております。したがって、みなと病院のことにつきましても、市長がどういうふうなことを考えているのかということをお尋ねすることであり、所管の企業局長、失礼、所管のところでまた聞くこともあるので、ここでは余り深く入らないという話でございますので、よろしく願いいたします。

では、はじめに公共施設の管理について伺いいたします。

9月の定例会や12月の定例会でも出てきておりますが、施設管理、遊休資産等いろいろありまして、どうしていくのかというふうなことで、市の財産管理の問題。で、既に計画を立ててるというふうに分かっているわけでありまして、その辺について、どういう形に今なっているのかどうかですね。で、その計画があるとすれば、当然にその計画に基づきまして解体なり、あるいは再利用計画なり、それをやるわけでありまして、もしないとしても、実際にそれが存在しているわけでありまして、それをどう処置し、どういう財源、まあ有利財源があるのかどうか。自主財源はなかなか厳しいということは承知しておりますけれども、そういうふうに対応をしていかないと、まあ空家の問題もあるわけですが、公共施設が言葉悪いですけどもあいう状態で、私方のたまたま家の事情で秋田の方に移ったら、おら方、昔の家ほご

へどがってという話になると、どうもその辺の整合性というのもありますので、市としてはこういう計画を立てています、皆様方からはこういうことをご協力お願いしたいというふうなことで推進をすることが肝要であるのかなというふうに思ったところで、この質問をさせていただいております。

次に、少子化のことは既にご承知のとおりでありまして、まあこのままいくと男鹿市の人口、まあ15年後には半分以下になるのかなというふうな推計も出ているわけでありましてけれども、そこでですね、私、学校のことを今ちょっと話しなんです、男鹿市に今ある学校をですね、例えば10年後、あるいは15年後あたりに、今、今っていう話ではありません。人口減と合わせて考えた場合に、井川町でやってるわけでありまして、市長ね、小学校1校、中学校1校、あるいは小・中何ていうんですか、一緒にこういくという、そういうふうなのが将来はやっぱり、男鹿市として人口の動態を考えた場合に、考えていく必要があるのかなというふうに私自身は思うんですけれども、その辺は教育面の方との考え方もひとつあろうかもしれませんが、市はやっぱり市長としてね、自分も男鹿市に生まれたし、私も生まれてます。ですから、まあ今までどおりではだめだというのが市長の考えでありますから、ここの部分についての市長はどういうふうな、思いでも結構でございます、ここはですね。余りやりとりできない部分かもしれませんが。要するに、今置かれている男鹿市の人口であり、お子様の状況であり、それに施策をかけてはいきますけれども、一方が学習環境のところで、あちこちもたねってというのはまあ既に市長は、私は腹の中に思ってると思うわけで、そのことについて市長のコメントをいただきたいということと、さらに、このことにつきまして、笠井副市長は今年で3月で男鹿からまた県の方にとというふうなお話を伺っておりますけれども、その真意を聞くわけではなく、この問題について外から見た面で、男鹿はやっぱりこのまま今の学校は持続するのはどう思うか思わねえが。で、私が今言うような、再来年とか5年後にやるっていう話ではありませんが、やはり男鹿市としては、私が今言った井川町みたいなそういう小・中連携がいいのか、あるいは学校一つ、位置とかそういう問題についてはまた別としても、それは後ほどの議論に委ねなければいけないものですが、こういうことについては、まあまあしばらく30年ぐらいだばでいいんでねえかと考えていく、見れるのか。ただ、ここ2年の経験の中でいけば、男鹿も少しやっぱり考えるべきだろうなということが言えるのか

どうか。できたら副市長からも、外から来ていただいた方ですから、その辺は私どもずっと住んでる方と、あるいは外から見た目というのは少し感じが違うのかなというふうに思いますので、その点ひとつお願いしたいと思います。

それから、3つ目は公営企業についてでございます。

現在、みなと市民病院が不良債務が発生しまして赤字経営が続いているわけでありましてけれども、いろいろ対策等々打っておりますが、この後と関連しますが、一般会計からの繰り出しというのが少しずつできなくなる状況になっておりまして、大変経営上の苦勞はしてると思いますが、当然に地方債等々にかかわるものに病院の関係について国から来る交付金については、当然そちらにお返りするわけでありましてけれども、実際問題として利用者がふえるというのもかなり難しい状況の中で、この経営がですね、このまま続けていいものなんだべがな、赤字ずつとなつていいものなんだべがなと。だからといって黒字するにはどうだかという議論にはならず。こういう場合の措置とやり方というのは、市長は院長ともいろいろご相談もしてるわけですが、やはり福祉的なこと、それから市民へのやっぱり利便性をするとすれば、赤字といえどもこの程度の赤字はまあいいんでねえがというこれメッセージを私は出さなけりゃいけないというふうに思うんですけれども、その点についてお伺いしておきます。

あわせてですね、上水道、ガス事業の予算を見ますと、これもまた赤字予算を計上しております。前段申し上げましたように一般会計からの繰入金はずししない、ないというふうなことでありますから、従来そこでその赤字的なものを調整されて、皆さんの水道料金、あるいはガス料金には反映しないということで安定した料金体制を維持してまいりました。今年も市民へのその利用料金については、今上げると言っておりませんから同様でありますけれども、経営の中身がいよいよ赤字という答えがこの予算の中で出ております。で、今年はまだそこにしのぐわけですが、もう予想されるのは料金値上げでしょうと。でないともうカバーできませんということになるかと思っておりますけれども、これは企業答弁してもらっても結構ですが、その辺のやっぱり見通しなりを考えていかなければいけないし、幾ら経営努力してもできるものとできないものがありますから、その辺の隘路等があるかもしれませんが、その点なども、この赤字になる要因、それからそれをどう経営していくかということについ

てお答え願いたいと思います。

さらに、水道事業では上水道事業は大潟村に供給をという考えがありますが、いまだそれを実現になっていないというふうなこと。だとすればですね、今私が水道とガス一緒に話ししましたけれども、水道も赤字のこれ予定になってるんですものね。でも、水道については大潟村への供給等を考えていけば、料金はしばらくの間上げなくてもいいよという、そういう見通しが出てくるのではないかなというふうに私自身は思います。ですから、この水道事業の大潟村への供給、これをですねどのような形での辺をめどにやる、まあ私はやるべきだと思うし、市民のその水道料金の安定化を図るためには必要な事業だというふうに考えるわけで、その辺がどのように進捗し、で、どのような見通しになっているのか、その点についてお伺いいたします。

それから、あとはそんなに難しくないんですが、人件費。今、市長の議案第13号で議論になってる部分もあるわけですけども、まず平成30年度の決算見込みが、人件費の決算見込みが出ると思います。それから、平成31年度の今計上されていきます人件費、これが全体でふえてるのか減ってるのか。もしふえてるとしたらどういう要因、減ってるとしたらどういう要因。つまり定年退職もいますし、それから職員の採用計画で少しずつ職員を減らしていくというふうな計画ももっていますから、まあその中で市の人件費というのは上がっていったものか下がっていったものか、その辺のまず要因をひとつ知りたいということと、それからもう一つは、市長が今13号で提案してる。それは議案が通っていませんから、当初予算では元の現計予算で10パーセントの予算減の予算で組み込まれていると思いますが、その辺についてはどういう会計処理、あるいは予算措置をされているのか。その点についてお知らせください。

それから、総務管理費の中に弁護士費用60万円とありますが、これはまあ差し支えなかったらどの弁護士で、どういう相談業務等を、まあ結局されているっていうことになれば過去形になりますが、過去形を見て平成31年のこういうことをあれば相談するという予算ということになろうかと思えますけれども、特に通常ではこれでもいいのかもしれませんが、過去に税務課の課長の問題で、多分この弁護士さん同じ弁護士さんかと思いますが、そのときはかなり難儀したと思えますし、そういうときの予算比較と余りまあ通常のご相談だけでできる予算というのは、この60万程度なのか

どうか。その辺の、高いとか低いとかでなく、その程度でいいのかなというふうなある意味心配質問でありますけれども、よろしく申し上げます。

それから、町内会交付金について、先ほど以来議論もされておりましたし、少し様子もわかってきましたけれども、はじめにできた町内会交付金の出し方と、平成31年度の予算の、予算といいましょうか、町内交付金の算定の基準というのが変わってきてるようでありまして、毎年変わってるとはい切れないのかもしれませんが、少しずつ支出根拠というのが変わってきてるように思います。したがって、もし平成30年と平成31年の違いがあったら教えてください。あと変わってなければ去年と同じというふうなことになろうかと思っておりますけれども、少しこう話を聞いてると少し変わりが出てるのかなというふうなことがありますので、その比較について、なければならないということによろしいです。

あと最後に、電算業務にかかわる費用というのが相当予算書を見ますとあちこちにいっぱい出てきております。で、私がまあ一つ一つ拾って集計すれば質問はそれで終わるのかもしれませんが、リース料、システム使用料とか保守料、もうあちこちにいっぱい出てきています。特に大きいのは、総務管理費の中で7,000万とあってほんと大きく出たり、そういうのがあったりしました。したがって、事務の効率化、あるいは安全性と申しまししょうか、まあ安全性はちょっと別なのかもしれませんが、そういう合理性を求めるとすれば、当然まあ必要なことでもありますし、住民基本、住基ネットシステムっていうんですか、こういうのは多分県とかそういう部分もリンクしていきながら利用される器具だと思っておりますから、もう必要性はまあ十分認めますが、ただ、やっぱり限りある財源の中でどちらに、人間性に比重を置いた方がいいのかという部分、機械に頼る方がいいのかという部分、つまりサービスの分ですね、どういうふうな金の使い方をしていくかというところの検討材料とさせていただきます、総経費、今年ほどのぐらにかかるとお尋ねしてるところでありますので、よろしく申し上げます。

(「委員長、ちょっと休憩をお願いします。」という者あり)

○委員長(笹川圭光君) 暫時休憩します。答弁保留のまま、1時まで休憩します。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（笹川圭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。田村財政課長

○財政課長（田村力君） そうしましたら、公共施設の管理ということでご説明いたします。

はじめに、計画の概要ということでございますけれども、本市においては、男鹿市公共施設等総合管理計画というものを策定してございます。こちらの方は、中央自動車道の笹子トンネルの天井落下事故が当時ありまして、それを踏まえて、国の方で公共施設の何と申しますか、管理と申しますか、そういった部分で非常に危機感をもちまして、各自治体に対しましてこの公共施設等総合管理計画を策定するように要請があったもので、そういった経緯等を踏まえて策定されているものでございます。それで、本市の場合、まず昭和40年、50年くらいに公共施設が多く建てられてございます。で、まあ年も経過しておりますので、老朽化、そういった問題も出ておりますし、人口減少というそういったものもございまして、今後の管理において非常に計画的に進めていかなければならないということで、この計画を策定しているわけでございます。

計画の概要でございますけれども、この計画においては、まず本市の今持っている施設を今後40年間まずこのまま維持したとすれば、どの程度経費がかかるか、そういったものをまず試算してございます。で、まあその試算の結果、40年で1,900億という金額がまず弾き出されております。それを単純に40年で割りかえますと、年間でまず48億経費がかかるというような計算になってございまして、当然この状態を維持するのは財政的にも不可能という。で、その中で今後どうやって進めていくかというのが、この計画の中で基本方針を定めてございます。その中での今ある施設の量と申しますか、建築面積になるんですけれども、今あるものをまず30パーセントまず削減をまず目標に立ててございます。それで、そういったものを踏まえて、いずれ今後のまあそれぞれの施設のどうやってやってくかっていうものを、今度個別施設計画というものを、この作業を今進めてございます。それで現在ですけれども、まずこの対象となる施設が約239施設の施設を対象に、各所管においてまずこの施設の判断、診断と申しますか、このハード的な部分、あとソフト的な部分、そういつ

たもので判断いただいて、この施設を廃止、あるいは廃止または存続、そういったま
ず個別所管に判断をいただいております。ただ、この判断のままでは当然まあ維持
していくという方が多くなりがちでございますので、まあ当然、統廃合、そういった
ものも考えていかなければならないものでございます。それで、現在この作業を進め
ている状況で、年度内にまずということを進めてまいりましたけれども、ちょっと作
業がちょっと思うように進んでおらず、ちょっとまあ来年度に持ち越しになるん
ですけども、いずれ今その作業を早急に進めているような状況でございます。い
ずれそのある程度の素案ができた段階で、また議員の皆さん、市民の皆さん、そ
ういったものの意見をまた伺いながら、計画というものを固めていきたいと、そ
ういうふうに考えてございます。

それで計画の方は以上ですけれども、で、財源についてでございますけれども、現
在想定しておりますのは、過疎債でまず基金を積んでございます。それで、現在1億
ちょっとまず積んだ形になっておりますけれども、あとそのほか、例えば今ある施設
を統合して新たに新しいものをまず一つにまとめてつくるといった場合は、合併特
例債等も可能になるのかなというそういうのも考えてございます。あと国の方でも、こ
の公共施設の関係で地方債の特例といいますか、公共施設等適正管理推進事業債とい
うものも設けてございます。そういったものをまず利用しながら、まず今後取り組ん
でいかなければならないと、まあそのように考えてございます。

公共施設管理については、以上でございます。

あと、最後のご質問の中で、電算業務の経費ということでちょっとお話しござい
ましたけれども、ちょっとお昼ちょっと集計しましたところ、一般会計の方では、まず
委託料、まあ使用料、手数料等、合計で1億2,758万5,000円という数字で
ございます。それであと、債務負担行為組んでございますけれども、こちらの方が、
何年分かな、まあいずれ5年程度、今後5年程度になりますけれども、まあ総計で4
億、債務負担の方を組ませていただいております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 太田企業局管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） 私からは、上水道、ガス事業の経営一般会計の繰り入
れ、また値上げについて、それと2点目といたしまして、大潟村への水道水供給に係

る上水道事業の経営の安定化についてお答えいたします。

まずはじめに、上水道事業、まあガス事業も、人口減少における料金収入の減少が今後見込まれております。このことから、まず需要家の増加に努めてまいりたいと考えているところでございます。平成29年度末に井戸水の需要家が597件ありましたが、平成30年4月1日からこの1月まで、水道水に切りかわったのが19件ございました。ということで、地道ではございますが、こういった需要家の拡大に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ガス事業につきましては、4月から予定しておりますガス料金の割引制度、また、他燃料からの切りかえなどにより、需要家をふやすということに努めてまいりたいと考えております。また、年に2回ほどガス器具の展示会も行っておりますので、このことも拡大しながら需要家の拡大の方につなげてまいりたいと考えているところでございます。さらに、10月から原料費調整制度の導入により、安定経営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

公営企業につきましては、料金収入をもって経営を行うということが原則になっております。しかし、公営企業の場合、地域住民の身近な資本を整備し、市民に対して必要なサービスを提供する役割をもっているということがございます。今後も本来の目的に沿った公共福祉の増進を図っていくことも必要ですので、サービス提供のための施設の維持、必要な投資、まあそれらを考えまして、まず今後、人口減による料金収入の減少が見込まれておりますが、一般会計になるべく依存しない経営の健全化、投資的なものをどのように抑えていくか、維持管理費をどう抑えていくかを考えてまいりたいと思っております。

また、料金の値上げにつきましては、水道料金が現在県内13市中10位ということですが、今のところ値上げについては考えておりませんが、今後、社会情勢等を見きわめまして値上げの検討というところで考えてまいりたいというところでございます。

続いて、2点目は大潟村への水道水の供給についてでございますが、推計で大潟村に水道水供給した場合、収入で約7,000、8,000万ほどの収入と。費用で、動力費、薬品費が5,300万ほどかかりまして、純利益が3,400万ほど出るという計算になっております。委員のおっしゃるとおり、経営の安定にはこのことは

つながっておりますが、現在、この本当に供給できるかどうかにつきましては協議会の中で検討中ということですので、どうかご理解賜りたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（笹川圭光君） 山田総務課長

○総務課長（山田政信君） 私からは、人件費並びに弁護士費用につきましてご答弁させていただきます。

人件費につきましては、平成30年度、平成31年度当初比較いたしますと、一般職におきまして、傾向といたしましては、平成30、31年度の比較といたしましては、給料につきましては257万3,000円ほどプラスになっております。これは、職員数減がございますが、やはり昇給等により増になるものでございます。また、育児休業等の職員の減もこの中に要因の一つとなっております。職員手当につきましては、比較では2,468万7,000円の増となっております。これは、昨年給与改定によりまして勤勉手当が増加した部分、また、平成31年度におきましては選挙が予定されておりまして、選挙に伴う時間外手当が増加になったものが要因となっております。決算比較でいきますと、この給与・手当の比較としましては、今までにつきましては職員数の減もございまして減少傾向となっております。

ただ、人件費一本でまとめていきますと、共済費の部分で平成30、31年度比較が1億8,124万8,000円減となっております。この大きな要因といたしましては、本会議場でも部長が答弁しておりますが、退職手当負担金の中に調整負担金という部分がございます。この調整負担金というものは、負担金、今まで支払った負担金と支払った退職手当の赤字部分につきまして、50パーセント負担金として納めるというふうに制度が変わりまして、50パーセント納めていきますので、年々その分が単年度で人数が少なくなればその部分が大幅に減っていくということで、平成30、31を比較しますと、2億1,100万ほど減少しております。この減少が大きく人件費全体でも減少になっているということとなります。

なお、特別会計におきましては、職員数も非常に少ないということもございまして、人事異動等によりましてその人の見込額が大きく変わってきますので、増となる場合もございまして、減少する場合もございまして。特別会計におきましては、手当と給与部分ということで共済費ということで、この退職手当部分につきましては、一般会計

部分だけのものがございます。

なお、特別職の予算措置におきましては、現在の給与額をそのまま予算化しております。一般の方も含めまして、12月補正におきまして、人件費におきましては人数の調整分並びにその異動調整分、給与改定部分につきましては12月補正で対応したいと考えております。

次に、顧問弁護士費用でございますが、弁護士費用として予算に年間60万円を予算措置しております。これは、男鹿市顧問弁護士といたしまして、平成20年7月から現在の柴田弁護士法律事務所の方に顧問弁護士として委託しているものでございまして、ふだんの業務内における法律的な相談業務を担っていただいております。年間この60万円というのは、平成20年から据え置かれておりまして、ずっとまずこの値段でお願いをしているものでございます。

実績といたしましては、平成29年度におきましては、電話相談並びに訪問面会を含めまして10回ほど相談をしております。このほかにも、1回で終わるようなこともございませんので、件数的には10件でございますが、日ごろから業務内における債権の問題とか相続関係で疑問に思ったようなことにつきましては、まず弁護士に法律的な見解を伺うということをしていただいております。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 八端企画政策課長

○企画政策課長（八端隆公君） 町内会交付金の算定方法に変更があるかということですが、平成31年度については、平成30年度と同様の算定方法をとる予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。9番

○9番（小松穂積君） 学校のことは聞くなという話だけれども、市長や、副市長さだけだば聞いてえなと思っておりますので、可能であったらその思いなり考え方、先ほど質問、細かいとかその部分については、この後に常任委員会もありますからそこでお聞きしたいなというふうに思っています。でも答えられなければ、まあそれはそれでも私はいいのかもしれませんが、まあ、いや答えてください。

それから、難しいところでよ、俺もよ、やっぱり今、副議長なったり、議会のこととかがあって、うまく調整もさねばいけねえ立場にありながら皆さんさ大変ご迷惑か

けてるんだけど、余り議長とか副議長はくどく聞かぬえ方がいいっていうのはわかかってはいるんだけど、まあせつかくの時間ということとと思っていましたから、これ私の思いであります。で、そのことが1点。

それから、公共施設の関係ですけれども、確かに今度縮小していかないといけないというふうなこの社会情勢であり、男鹿の人口減少がそれはまあ物語ってるというふうに思うわけで、それを今の計画を聞きますと、やはりきちっと整理していくとすれば、もう男鹿市の財政力ではもう不可能だということが今まあ答え明らかになったのかなというふうに思います。とはいえ、放っておかれないのでやっぱり計画的にやっていかなければいけないということ。

それから、今出ていましたが、国がいろんな国内のそういうトンネル事故等々があつて、やはり各自治体、県を含め、そして各市町村もそれを計画立てれよというふうなことでありましたので、当然に国がその財政サポートをしてもらえるんだというふうに私、実はそこを聞いたかったわけで、今、財政課長の答えでは、公共何だか施設適正整備事業ですか、そういうのに国の補助があるというふうなことです。ですから、計画をきちっと立てて、そして不要なものは切り捨て、必要なものは再利用なり、安全性を高めながら有効活用していくというふうな考えにならなければいけないだろうというふうに思いますし、できるだけそのスクラップの部分的なところをね、合理性をやってこちらを片づけてくってという話ですから、そのやっぱり金をやっぱり国からできるだけ多くねやっぱり引き出しをし、あるいはそれでできない部分については、今、場合によっては合併特例債なり、あるいは過疎債が適用できるということですから、やっぱりそういう形で少しずつ早めに計画を立て、それを実現していくことがスピード感もあるだろうし、滞ることによってまた別の話ができますから、その計画をきちっと仕上げていくというふうな方向づけは是非つくるべきだと思うし、そのことについて、私ども研究してまいりますし、行政側もそのことについては少し注視をしながらそういうことにあたってもらえれば、いろんな面での、いろんな面といいたいでしょうか、市民といろいろ、市長といろいろこう行政のこと、あるいは生活のこと、地域のこと、こう話ししていても、そういうことにあんまり時間をかけなくてもですね、今やっぱり当面市長に求められている施策の実現、そういうことに市民と一緒にやっていくことが何より市長にまず私は求められてるところだというふうにも思い

ます。したがって、そういう、私が今こういうふうな質問をしなくてもいいような状況を構築しておくということが肝要かと思っておりますので、そういう意味でまずスタッフの方々からも、もう一汗を流してもらっていただければよろしいのかなというふうに思うところであります。

その点について、田村課長、もう一回、こういう方法とかこういうことは具体的に今進んでいるとか、これは今、実はこういうこともありますよというふうなことが実例がありましたら、ご紹介をいただければありがたいと思います。

それから、企業会計。まあ大瀧村への供給の話ですけれども、何が何かネックありそうで、その協議会で進まねえとかって話。実は私の記憶では8年前ぐらいからこの話が出ておまして、私のその話が議会でも出ましたし、当時の首長同士の話も小耳に挟んでいたところからいけば、遅くても平成28年ころには実現可能であったのかなというふうに思っていました。ところがそれはまあ私が決めるわけでもありませんから、当然その事業体、つまり公営企業の方の水道の状態の問題もいろいろあっただろうし、それから行政間での調整をとらなければいけないということも多分あったんだろうし、その協議会がじゃあどういうふうに、何回開いてるっていうことではありません。1回頓挫いたします。で、今の協議会はいつ発足して、何回ほど協議をやって、そして今検討してるっていう話ですけれども、何が問題で進まなくなるのか。いや、進めようとしていますけれども、こういう諸問題を抱えていますので、今実はもう少し時間欲しい、あるいは協議をさせていただきたい、そういう状況なのかどうか。あとやめていこうとしての協議が進んでるのかどうかですね。これは市長のお考えもあろうかと思えますし、水源の問題もあろうかと思えますが、その辺についてお答えいただければありがたいと思います。

あともう一つだけ。弁護士さんのことですが、余り問題なければ、非常に顧問弁護士をいつももってて、まあ職員の方も専門的な見地を弁護士さんにお尋ねできるというのはこれはこれでいいわけですが、先ほど若干触れましたが、大きな問題が起きるとですね弁護士さんさ頼らざるを得ないということがあるので、そういうとき、さきにも税務課長の問題のときは大分頑張っていたようにありますけれども、まあないことにこしたわけではありませんが、問題がもし起きて、これは男鹿市の顧問弁護士たる者、100パーセントでないということも場合によってはあります。そうい

うときは別の弁護士さんを紹介してもらったり、あるいは顧問弁護士と両方でそのことに当たるというふうな、ちょっと想定するところで申しわけないですが、そういうときはどういう対応なされるのかということだけ、その部分についてはお尋ねしておきます。

○委員長（笹川圭光君） 太田企業局管理課長

○企業局管理課長（太田穰君） そうしますと、私の方から、大潟村への水道水供給についてご説明申し上げます。

まず、大潟村への水道水供給につきましては、平成22年8月に大潟村から水道水供給についての依頼がございまして、その後、企業局担当職員と大潟村担当職員による大潟村への水道水供給に係る準備会、同幹事会、同協議会、同打ち合わせ会など、まず約30回以上開催しております。これまで一つの供給案で協議を進めてまいりましたが、男鹿市側から新たに供給方法として2つの案を幹事会において提案し、3つの案について、去る1月9日に第3回協議会を開催し協議を行っているところでございます。

案の内容でございますが、第1案として、若美浄水場から1日最大2,130立方メートルを供給する案です。

この案につきましては、男鹿市から、現在の浄水場では供給能力が不足することから、施設のフル稼働での供給は不可能であり、同協議会において同意ができなかったというものでございます。

第2案といたしまして、根木浄水場から大潟村浄水場まで送水管を敷設し、根木浄水場から1,500立方メートル、また、若美第1排水区から500立方メートルをブレンドし、2,000立方メートルを供給するものでございます。

この案につきましては、新しい管を敷設することは多大な費用がかかるということから、大潟村の方から困難であるとの意見があり、同意が得られなかったものでございます。

第3案といたしまして、野石交差点から大潟村上水道まで送水管の敷設を行い、供給水量を1日1,000立方メートルとし、不足水量は大潟村の浄水場を稼働し確保するというものでございます。

この案につきましては、大潟村の平成29年度排水量が1日平均1,600立方

メートルであることから、必要水量を得ることができず、同意が得られなかったものの、同協議会において、若美浄水場を改良し、必要水量を確保できないかという新たな提案が出されたことから、現在、協議会にいく前の幹事会の中で協議中でありますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 山田総務課長

○総務課長（山田政信君） それでは、私からは、顧問弁護士の件につきましてお答えいたします。

先ほどの60万円は、法律顧問契約に基づく顧問料ということでございまして、当然訴訟等になりますと別途また協議という費用協議となりますが、当然委員おっしゃるとおり100パーセントではないと、得意分野等もあると思いますので、その場合には顧問弁護士の方とも協議いたしまして、ご紹介いただくなり、その事案に対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（笹川圭光君） 田村財政課長

○財政課長（田村力君） 公共施設の関係ですけれども、先ほど国の取り組みということで話、国の補助事業というようなお話しされましたけれども、地方債措置の拡充ということでございます。で、補助というわけではなくて、まあ地方債の発行といえますか、その拡充ということでございます。

今後の統廃合に向けた取り組みということで、ちょっとまあどういったものがあるかということでございますけれども、例えば公民館なり集会施設、これかなり数ありますけれども、かなり老朽化進んでる部分でございます。ただ、地域の皆様使われている施設ですので、まあどういった形で集約なりしていくか、それはかなり考えていけない問題でございますし、また例えば体育館、体育館もかなり数ございます。公民館に付随したものとかそういうのも合わせると、かなりの数、体育館もございます。で、まあ当然維持費もかなりかかっている部分でございますし、そういった部分でもまあ集約していかないといけないと、まあそういったことでございます。あと、学校関係のちょっとお話もございましたし、当然まあ保育園とかそういった話にもなるかとございます。ただ、いろいろ調整なり地域性、そういったものを考慮して考えていかなければならない部分でありますので、まあ慎重ともあり、慎重にいかなければ

ればならない部分もありますし、かといってスピーディーに、今後の財政にもかかわってきますので、そういった部分でも早急にというか、まあそういった部分で調整なりやっついていかないといけないと、まあそのように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 真壁上下水道課長

○上下水道課長（真壁孝彦君） 私からは、供給時期、平成28年ころということでありましたので、その説明をさせていただきます。

平成24年度から平成26年度まで、根木浄水場の増補改良工事が行われております。その後、県からは、会検、実施会計検査終わるまでは主だった動きはしないようにと強く話をされてきました。その後、平成29年の4月に秋田県において会計実施検査が終わっておりまして、その後また新たな幹事会を開催し、供給について話を進めてきました。

それで、以前は供給できる方法で話を進めてきましたが、若美地区と大潟村の水の需要期が異なることで、それで供給ができるとしていました。旧若美地区は8月、大潟村は4月の農繁期、そのころが一番水の供給が多い時期でありまして供給が双方違うということで、異なるということで供給ができるとしてきておりました。

2つ目としましては、若美地区と大潟村で必要とする水量に対し、浄水場の最大能力をもとに試算してきました。その供給できるといいますか、夏には滝の頭の湧水量も不足となりますが、浄水場の最大能力で双方の必要水量が供給できると。そして、不足となるときには、作井工事を行いまして井戸水を混ぜたブレンド水を供給すると、そのような話で進んできておりました。また、旧男鹿地区と旧若美地区では、緊急連絡管、双方に水を供給できる体制となっております。井戸水でも不足するときは、旧男鹿地区から若美地区の一部に水を供給しまして、大潟村へは水をやる方向で話が進んできております。

それで、現在は浄水場の能力等試算しまして、100パーセントの能力では供給するべきではないと。安全率を見た形で供給することが必要ではないかということで、現在は施設の能力または水質など見直しを行いまして、双方に安定した供給ができるよう、大潟村と協議を進めている状況であります。

私からは以上です。

○委員長（笹川圭光君） 菅原市長

○市長（菅原広二君） 大瀨村への水の供給の件ですけれども、私が市長になってから進んでないかなと議員の皆さんそう思ってるんじゃないかと思って、ここで話しさせていただきます。

私は積極的に供給できるように、村長とも腹を割って話をしてるつもりです。それで私になってから一つのこう疑問があったのは、まず今課長が言ったように、その供給能力に疑問があると。その滝の頭の水だけでは間に合わないんだと。安全率がかかってないということがあって、まあ4分の3ぐらいの稼働しかできないと。それでまず一ついけないと。大瀨村で当初言ってあったのは、100パーセント滝の頭の水でないと当方はうまくないという話を聞いた、言ってあったらしくて、それはうまくないと。今までの合併前からのその懸案事項で、どうしても船越、脇本、船川の大きな地域がねブレンド水を飲んでるんだと、根木と。そのことを100パーセント大瀨村が滝の頭の水でないと、そういう条件はおかしいだろうと。そのことはちょっとうまくないと、そういう話をして、今はいろんな調査をきちっとやってくれと、コンサルを入れてね。例えば、その根木からの引っ張るのは金かかるって言ってるけども、いや、どれぐらい金かかるのかやってみたらどうかと。それから、大瀨村でもこれから新たに処理施設を設けなきゃだめだとすれば、莫大な金がかかるはずですから、そういうのの費用の負担のこととかね、今の維持費のこととかいろんなトータルで考えながら判断してくれと。こっちからキャッチボール、ボールを投げた、投げてる状況だと私は思っています。そういうことなので、議員の皆さんからもいろんなネットワークを使って進めるような状況があったらアドバイスしてもらいたいし、ご支援をいただきたいと、そう思ってます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑ありませんか。9番

○9番（小松穂積君） まああと3回目になりますからあれです、今の水道のことをもうちょっとじゃあやらせていただきますけれども、今、平成31年度の上水道事業の予算計画は赤字であります。で、これを私は1回目の質問で、この状況をずっとしていくのか。で、今、当局、太田課長の答弁では、需要家をふやして下がらないようにという答弁をいただきました。しかし、需要家をふやすというのは、今言ったように

人口が減少しているし、所帯が少しずつ減っていったという事実。ふえても井戸水からの切りかえしかないんですよ。答えは、597件が井戸水。もう最大それだという答えです。で、一気にもいかない。実績は19件ですか、その程度なんです。で、この下がる方も俺に言わせれば、今度少しずつ加速していくと。ところが現在住んでる人については、まあ安定した水を供給し、そして安定した料金でと市民は思っていると思いますし、そうすればね、市長は企業家もやった人ですから、やっぱりその需給のバランスというか経営のということは、早めに頭さ入っていると思うんだよね。で、今言ったようにふやしてうもらしていくっていうやつと、安定供給と安定料金というのであれば、やっぱりそこさ一般財源も投入できないということですから、その工夫がここに私は答えがあると申し上げてるわけや。で、そこさどうしてこんなに停滞していかねばいけねって、まあ理由、事情はまあお聞きしましたけれども、これを早く仕上げていくことがこの部分の解決策になるだろうし、まして大潟村と男鹿市は隣同士ですし、ジオパークも一緒にやってるわけですから、そういうところはね、確かに理屈はあると思いますけれども、どうスピードアップしてそのことを実現するかということが今求められてるものだというふうに私は思うわけでありましてけれども、今日あと答えやっていつという話にはならないと思いますけれども、私の思いはそういうことだということと、私からは、市長をはじめ企業局の方々もスピードアップをしながら難題を解決して、それが企業の会計上、そして男鹿市民の安定した水が、逆に安定した水はあるわけですが、料金が変わらないでいけると。少しぐらい人口足りなくなっても、供給戸数が足りなくなっても、あんた方の料金は上げないでいけるんですよという安心感を市民に与えていただければ、私はこれも政治の成功というふうに思いますので、よろしく願い申し上げまして終わります。

○委員長（笹川圭光君） 9番小松穂積君の質疑を終結いたします。

次に、3番畠山富勝君の発言を許します。3番

○3番（畠山富勝君） 御苦労さまです。

私からは、5点についてお尋ねさせていただきます。

まず最初に、イーバイクについての質問でございます。

2月の中、末であったすか、魁新聞で、まあレンタル、いわゆる事業をまずやめると、サイクルですね、まあ男鹿の駅舎、旧駅舎が移転に伴ってまず6月末でまずこの

事業をやめて、新たな事業としてイーバイクを事業を行うという見出し、記事があったわけですが、まあその中ではいわゆる男鹿のこの起伏に富んでるのはやっぱりサイクリングだけでは厳しいので、いわゆるそのイーバイク、またあわせて、その自転車愛好家についてはクロスレンタルと、クロスバイク、いわゆる自転車ですね、それから子ども向け用でそのスポーツ自転車などを用意するというような記事があったやに記憶してるわけですが、じゃあその財源というと、まあいわゆるFANAKITAをインターネットを通じてまず資金を募るということですが、目標は60万という目標の中で、そうすれば、イーバイクが何台ぐらいで、そしてその自転車が、クロスバイクがどれぐらいで、この60万のうちね、どれぐらいの台数で、そしてその何ていいますか、どれぐらいまあ、22日で打ち切ると、今月の22日でその募集を打ち切ると、基金を。そうすれば、今どれぐらいのところまで進んで、今言ったところ、あるいはまた設置場所、管理、そういうものをまあ行っていくと、その資金の中で。じゃあ管理者がだれが行って、で、どこにその、そういう機材、バイクですね、イーバイク、そういうのを置くのかなど。まずそれについて1点でございます。

それから、この委員会でも議会でも空家バンク等が審議されてきておりますけれども、いわゆる空家対策特例法が法律でまあ法律化されたわけですが、これを秋田だけでなく日本全国がやっぱり抱えてる悩みの問題なので、やっぱり国がこの法律化されたのかなど、まあ認識してるわけですが、かといってじゃあ男鹿市はどうだかという、まあ空家対策、そしていわゆる廃家だすな、については、まず上限30万の予算を設けて、そういう空家について解体について補助金を出すという施策、政策があったんですけども、なかなか上限が30万だと。で、解体するのはその30万でできるわけないわけですが、じゃあその申請してもそのものによっては、だけれどもまあ10万とか15万ぐらい出せない。ですから、これは使い勝手が非常に悪かったわけですね。で、このたびもまあ30万の2件ぶりだと。これではとても廃家、あるいはまたそういうような解体というのは無理なわけですが、これらのまあ利活用を十分にしていってもらうと同時にですね、私、よく思うんですけども、もうちょっとあれですか、町村の交付金、町内交付金ですか、あれをもうちょっとね、あと利活用するべきではないかなど。よく市長はね「きずな」とか、あるいは何てい

う、そういう言葉使いますけども、やっぱりこの「きずな」というのは、言うまでもなく昔は犬、べこね、猿、犬をつないでおいて、まず一つの担い手としてまあ、ですけども、それ今は人々のつながりの中でどうしても断ち切れない、断ち切るには忍び難いという意味でのこの「きずな」というのが生まれてきてるわけですけども、今それはあのね各地域とかには希薄になってきてるから、市長は「結び」とか「結」とか、あるいは「きずな」というそういう言葉が生まれてきてるのかなと。また、市長そのもののふだんのその行動を見ると、まさにこう理にかなったような行動、発言、あるいは接し方をしているのですね、私、きずなというのは大事にしていくためには、まずこの地域の方々がまずその家屋を解体するに当たって、この町内交付金もまたある面には充当させていくべきではないかと。観光地とか、あるいはそういう大きな国道沿いとか、あるいはこのたび桜島の方を解体、ああいうのは別としても、やっぱり地域の私はまずその集落の中でも余り人の目立たないところはそれで、あるいは隣近所に迷惑かけないものについてはそれでもいいですけども、どうしてもやっぱりその隣近所、トタンが飛来するとか云々と。しかしながら、その行政の補助金じゃなかなかそれにするまでもいかない。そういうのはやっぱりね、その町内交付金というのに拡充、拡大してね、やっぱりその何か方法ないものかなと。そういうことによって地域の人方が集まって、そしてそれをみんなで解体しながら、そのきずなを深めていくというのも一つの策ではないかなと。今は町内交付金だって、なまはげと、あとその辺の草刈りと。大抵その地域の草刈りとかね泥上げていうのはね、昔から地域でやってきてるんですよ、きずなの中で。自分方の地域は自分方で、やっぱりその環境を守っていくのが基本なんです。と思うすよ。海の海岸沿いに住んでる人方は、漁師でなくてもやっぱり浜掃除してきた。今は何ていう、科学、そういう不燃物とかいろいろあるからそれはまず行政の手も借りなければならないでしょうけども、基本的にはやっぱり自分方の住んでるとこは自分方でやってるんだと。今、人口減少になったからそれは手回らないって、それは変な話であって、昔はそれ以上にやっぱり肉体労働の激しい日々であってもそれなりにみんながやってきてるんです。これがやっぱりね、きずなのやっぱり原点だと思うすよ。やっぱり地域の人方がそういうふうにきずなを設けていくことによって、その地域全体、男鹿市全体がやっぱりその活性化なるんだと。一つのそれはまず飛躍した考え方かどうかわかりませんが、ま

ずそのそういう特例法でこうこれからどう検証してまあ使ってもらうか別としても、まずこの地域の空家、どうしても皆さんがこう要望があつて、そしてその何ていうすか、市の職員がこう視察したときにやっぱりこれはなつていうときは、やっぱりそういうふうな町内交付金というものをもうちょっと拡大していくべきではないかなと私は思うわけでありまして。その点について。

それから、この減反の政策がなくなりました。かつては、その減反するとなれば、馬もべこも行がえねえんだどころをまず減反すると。そして、まあもうやぶからになつて。でも、これ何と経費かかって何もかも、税金かかって何もかもなんねえがら、これまずあれだと、更地、更地でない、その何ていう、原野に戻すと。だけれども、その当時はね、いやいや、やめてくれと。何とか田んぼの肩書きをもってくれと。でなければ、減反の割り当てにね、いい田んぼ、条件のいい田んぼ、減反さねばねえがら何とか肩書きだけ田んぼにしてくれと。で、ずっと何十年間も減反政策にまずそれを何ていうすか、寄与してきたわけですけれども、その減反政策がなくなった。そして農業委員がそれぞれの地域を回って、あともうこれはあれだすよ田んぼでないよと、で、原野ですよ、雑種地ですよという通知が出したときに、今のその減反がそういうふうになつて申請して雑種地になつたときに、現に固定資産税というのが当然こう変わってくるわけですけれども、この今年の予算を見ますと、市税がかなりこうそれぞれ落ちていの中で、その固定資産税だけ伸びてるわけですけれども、その辺の要素、あるいは今後また減反、各農業委員会が回って雑種地、あるいは原野として認めた部分がどれぐらい法務局の方に申請されているのかなと。それに対しての税収の落ち込みというのはどうなのかなと、その辺のところですよ。

それから、4点目としては、いわゆる分湯でございます。

かつては、国民宿舎は開発公社から振興公社に変わって、そしてまあ廃社になつたという中で、井戸そのものは男鹿市の財産だわけです。で、半分は、国民宿舎が営業してるときでも分湯してセイコーランドにまあ半分、湯売ってきた経緯なわけですね。で、このたびその半分、国民宿舎が閉めたので、そのお湯の残りの湯、民間のその施設にいつてるわけですよ。で、どれぐらいのその年間値段で、男鹿温泉の方とそちらの民間のその施設にどれぐらいの値段で売ってるのか。このたびの予算書にはこれ使用料として入ってるかどうか、あんまり金額が小さいので使用料に入ってるかわ

かりませんけども、どれぐらいの値段にあって、そして前に国民宿舎のときには、言うまでもなく当然入湯税はいただいと。で、男鹿市でもセイコーランドさんに売ってても、セイコーランドさんでもまたこれはいわゆる預かり税ですよ、利用者の、でやってると。じゃあ、今のその施設には、お湯はどれぐらい売って、そしてそれに対する入湯税というのは、まあ営業して2年、まあ3年目になるわけですけども、はじめに営業したときには入居者も少なかった。だんだん今ふえてきてると。そういう中で、当然入湯税もらってるとすれば変わってきてるけれども、その入湯税のその算定根拠というものを教えていただきたいと。

それから、自然保護監視員、まあ国定公園ということで自然保護の中で監視員というのがあるわけですけども、もちろんこれは監視員というのは非常に私は大事な方々だと思っております。いわゆるこの小さなこの地域で1市だけで国定公園に指定されて、その中で希少植物というのが言うまでもなくあるわけですよ。例えば、礼文、利尻、日高により生息しないキバナアツモリソウとか、あるいはオオサクラソウとか、もちろんハクシヤクゲとかいろいろな希少なその植物があって、したがって、あそこに監視員小屋というものを設けた経緯があるわけなんです。だけれども、さきのその議会の中で三ノ目潟の話が出ておりました。いやいや、あそこは自然保護法、特別区域だから手かけられないと。私方も認識不足で、ああ、せばこっからここなんだ、確かに網掛けの中で、ああ自然保護の一種、二種、あれは特別区域なんだというけれども、よくよく調べれば、三ノ目潟だってあれは道路そのものはもともとの生活道路というすか、作業従事、畑つくってあった道路だから、あその部分はその特別区域から離れてるわけですよ。そういうところをよくわからないで、私方は自然保護の人方から、ここは特別区域だ、んだすかといってあったんですけども、一番顕著なのが西海岸のあの道路沿いでも、イタドリ1本切っても、あるいはススキ1本切っても云々って言われる、非常に過激な自然保護の方々もいるわけですよ。今さら言うわけでもないけれども。かつては、何十年前にはやっぱり京都大学の教授が先になって、これについての希少なアザミの種類があるどってってって裁判が起こされた経緯があるので、職員の皆さんも県の職員も皆こう何ていうか、自然保護となればちよっところ構えるような状況ですけども、やっぱりそうでないんだと。やっぱり守るべきもの、共栄共存して今日の自然があるのだとね。ああいう過激ないわゆるグ

リーピースみたいな、ああいう過激なね方、団体というのは、かつてそうなんですよ。木1本、門前から加茂の間に木が道路さ倒れてきたと。かまねどけど。これは自然の生業だと、生活道路だと言いながらも、そういうふうにかまねえどけど。そういうふうな論法でいくと、この世の中に人間が住んでなければ自然保護なんですよ。でも、お互いに共栄共存しながら、その地域というのはこの自然を守っていかなければならないというのは原点だと思います。で、そういうのをきちっと住み分けしながら、この自然観光地、国定公園地を守っていくとすれば、その人方が今いるわけですが、まあそろそろ年いってきたとね。やはり体の不自由な方々もいるし、まあいつどうなるかわからないと。確かこの自然保護監視員というのは、市長、知事がまず任命するわけですよ。だけれども、推薦は市の方から推薦してるわけなんです。で、その何ていうすか、期間というのが何年までその委任期間がなってるのかなと。それでその後、どういうふうな考えで、そのいわゆるこううまくこう自然に理解があつてね、その継承していける人材というのはこれから、今いると思うんですよ、男鹿ではまだまだ。その辺のところをどういうふうな考えをもってるのか、それについてひとつお示しいただければと思います。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） それでは、私から3点、イーバイクと分湯、それから自然保護の関係についてご説明申し上げます。

まずはじめに、イーバイクでございますが、先般報道出ましたクラウドファンディング、こちらにつきましては、イーバイク導入の財源の一つとしてまあ行っております。60万円の目標金額にしておりますが、こちらについては、1台分の購入経費と、それに伴うさまざまな諸経費を含んだもの、また、クラウドファンディングにはファンディングに対しての手数料がかかってますので、60万円集まってもそのうちの一部は手数料として引かれますので、それを差し引いた分としてバイクを、自転車を購入できるような金額として設定したものでございます。このほか、イーバイクによるレンタルサイクルにつきましては、市からDMO、男鹿市観光協会に対する補助金の中で実施を予定しております。導入の最初の平成31年度当初のところでは、今年度のうちに2台分、また、平成31年度で3台分を予算措置しまして、計5台分のイーバイクを確保したいと思っております。プラス、クラウドファンディングで目標で約

1台プラス目標から上乘せがあればもう1台、2台という形で確保できればありがたいと思っております。

加えまして、一般のスポーツバイク、今、車種についてはまだ検討中ですが、大人、子ども含めて約6台分ぐらいを確保できればと思っております。この台数で、当初平成31年度についてはレンタサイクル事業を開始できればというふうに考えております。

なお、管理体制につきましてですが、男鹿市観光協会、また駅の観光案内所、またDMO推進室、こちらの方でいったん電話等で受け付けをして、それでその対応をするという形の形式を予定しております。スタッフに関しましては、今現在、地域おこし協力隊で男鹿市に来ました大橋さん、この方に一部業務をお願いできればというふうに考えておまして、今現在もこのサイクル事業につきまして一緒にスキームづくりを考えてもらっているというところでございます。

イーバイクについては以上でございます。

続きまして、分湯の関係でございます。

分湯につきましては、男鹿温泉にあります市が所有する源泉をお二方に分湯しまして、そのうちのお一人方は、委員からお話がありましたとおり、旧国民宿舎跡地にあります、いわゆるサ高住を経営している方が使用していただいているという形になっております。もう一方の方は、セイコーランドの方が使用する形になってるというふうに伺っております。

経費につきましては、今年度、平成31年度の歳入としまして162万5,000円を歳入として計上をしております。予算書の方では26ページの方に計上しているところでございます。商工使用料の温泉使用料162万5,000円、こちらが分湯での使用料ということでございます。

なお、源泉のうち一部は男鹿温泉同交流会館「五風」の足湯の方にも利用しているところでございます。こちらにつきましては、市の施設でございますので、特に使用料等がかかっていないというところでございます。

続きまして、自然保護の関係でございます。

県の方での命名の名称ですが、現在こちらは自然公園指導員という名前で委嘱をしているところでございます。現在、男鹿国定公園からは、2名、すいません、自然公

園管理人です。自然公園管理人として2名を委嘱しております。こちらは、基本的には1年の期間になっておりまして、というところでございます。委員からのお話のとおり、都度、市の方から推薦状を出して、それをもとに県の方で委嘱をするという形になっております。現在のところ、市としましては、今現在のお二方に関しては、非常にまめに公園内の状況についてをよく管理、また巡回をしていただいていること、また、遅滞なく状況についてもご報告をいただいているというところでもあることから、現状のお二方については、特に問題なくといいますか、現在のその管理人としては活動としてはふさわしいと考えておりまして、ここ数年間、同じ方に推薦して業務に従事していただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（笹川圭光君） 原田税務課長

○税務課長（原田徹君） そうすれば、私の方からは、減反政策解除後の固定資産税の減収についてお答えをいたします。

昨年、農業委員会の方から非農地通知の方が農家さんの方にお送りされてるかと思っております。それに伴いまして、農業委員会から税務課の方に通知の方が届いておりまして、それに基づきまして、まあ田んぼとか農地ですね、原野の方に地目の方を修正をさせていただきます。で、一概に評価額とですね、あとは非課税という状況も考えられますので、ちょっと減収の額については概算という形になりますが、昨年度、非農地通知を出されたものに関して概算で算定をさせていただきますと、約、税込で100万ぐらいの減になるかと思っております。

ただ、先ほど委員の方もご指摘ありましたとおり、平成31年度の固定資産税については、増額となっております。この要因といたしましては、土地の下落は続いているんですけども、家屋の新築分が増になっている部分と、あとは一番大きなのは償却資産として太陽光、風力の再生可能エネルギー、こちらの方が増となっている部分で、全体的に固定資産税の方がふえているという状況になってございます。

あと、先ほどの分湯に関する入湯税ということですが、こちらに関しては、温泉法に基づく温泉を利用する浴場というふうな形で入湯税の方は課税されるということになってございます。当該施設におきましては、一般の浴場という形をとっておりませんので、利用料、温泉の利用料ですか、そちらの方ではなくて、ああ、そちら

の方は収入としておりまして、入湯税については、こちらの方は課税はしていないものでございます。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 清水観光課長

○観光課長（清水康成君） 先ほどの答弁に漏れがございましたので、改めてご説明申し上げます。

先ほどの旧国民宿舎跡地のサ高住の方の方ですけれども、温泉の使用料につきましては条例で定められておりまして、1リットル当たり1,830円という形になっております。こちらにつきまして、こちら月当たりの金額でございます。こちらについてを所定の使用料についてを算出の上、温泉使用料として徴収しているというところでございます。

なお、これまでのところ、特に使用料をふやしたいとかという要望については承っていないところでございます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 八端企画政策課長

○企画政策課長（八端隆公君） 空家対策ということで、町内会交付金の方、活用できないかというご質問に対して、まあ町内会交付金という性質上からいきますと、まあ多分その町内の皆さんで解体した、まあ作業に当たったときに、すべてそこら辺に対する支援というか、そういうものというふうにちょっと今受けとめたんですが、解体費そのものではないというようにちょっと受けとめたんですけれども、まあその参加した方々が、ジュース代ですとかそういうような部分に当たるような項目をまず多分設けてもらいたいというお話かと理解したんでありますが、そこら辺につきましては、この町内会交付金そのものにつきましてもいろいろとこう時代の流れもありまして、こう若干そぐわない部分等もございまして、その部分につきましては、今後のそういう見直しという部分で検討させていただければなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。3番

○3番（畠山富勝君） 今、イーバイクについての答弁をいただきまして、管理していくのは地域おこし協力隊にも話をかけていると。地域おこし協力隊はもちろん申請っ

ていうすか、申し込みあったときはそれなりのあなた方はいわゆる面接して、そしてそれに合ったその考え方、まあそのときは、その何だか何だかっていう人、大橋さんだか何だかっていう人は、その人が来る、来てからこのイーバイクっていうものが企画発想されたものかと思うわけですがね。だけれども、その地域おこし協力隊のその人がまあ来る前、この事業をやる前に来たときに、その人の考え方というのはこれに合ったので、まあ今話しかけているのかなと。まあすぐ私ピンときたわけですがけれども、今ね。ただ、この地域おこし協力隊、かつては1年とか、あるいはまた、そのね毎日役所さ来て、そしてそこからまた活動すると。そういうのは私だめだなと。まず自由闊達に、毎日役所さ来なくてもね、男鹿をまず好きになってもらう。そして生きていけるすべをね、やっぱりその体験させるためには、余り縛らない方がいいということで私言った記憶があるんですけども、今はだから、ほとんど自由闊達に活動すると。その地域、しかもこれはまず今、だけれども3年でしょ、国のこの補助金というのは3年。そうすれば、この地域おこし協力隊が今これにかかわっていくとね、給料は国のまず財源だ。これ言うまでもなく、CCRC構想とDMOも同じふるさと創生事業の中に出てきている国の事業ですので、だけれども3年だと。へば、3年やってる間に、しかも4月から11月までだとね。当然だ、冬にまさかバイク乗ってあがるもんでもあべし。へば、へばよ、その子どもが今、その若者が移住・定住というのを大きな一つの目的があるわけなんですか、私に言わせればね。地域おこし協力隊というのは、ただ、その人いろいろな考え方あるけども、私方はやっぱり移住・定住というのは大きな願いのもとで、そして男鹿を好きになってもらいたいと。そうすれば、この3年間、国の補助金が今度切られるわけですよ。そのときに、じゃあ市が責任をもって、だって、これ採算性っての考えればどうですか。私はね、確かに大きな反響、前にレンタル何、その自転車が高評価があったからこれにやるんだというけども、じゃあ採算性を考えていったときに、その若者が男鹿に、あっ、これはいいと住んでいくだけのその夢が描かれるのかなと、今、ふっと思ったわけですよ。3年過ぎればもう自主財源でやっていかねばねえ。過去の緊急雇用対策のときだって、国のあれを聞いたとき、切れたときに、やっぱりまだ引きずってる部分がもしかへばある。それは財源を圧迫していつてる。それがまた、その若え者んだらあと国の補助金ねぐなったからおめえ辞めてくれとね。将来性の中長期的に見た場合のこの採算性というものね考

えて、そういう人に当たっているのかな。私はその後をどういうふうに、あるいはまた自由闊達に男鹿の良さを探索してくださいっていった場合に、これに縛られて、なかなかこの自由なあれがないのかなと。私は当然これはね、例えばねDMOね男鹿版だと。まあ国から出る金ですよ、ある面においては。何回も言ってる。広域的になればまだまだ出てきてあったんだけど、どういうわけかDMO男鹿版ってやってきて、まあそれでもまず金出せる部分がある。この中で、まあ拠点が観光協会がやったので、観光協会でするのかなと思ってあったけども、やっていく。私はそうでなくて、将来のこの男鹿に定住・移住してもらおうというこの将来のやっぱりその有望なね限りないその可能性を設けた若者たちが来たときに、もうちょっとそこをきちっと相談すべきではないかなと、今、ふと思いましたので、その辺についてはどういうふうな考えなのかなと。

それから、まあ分湯についてはわかりました。そういうふうな法律に基づいてとってないと。一部足湯さ行ってるって、何も足湯って活用してねえすや。むしろ夏ののぎい時期、氷ひいて冷やし水ってやった方がよっぽどいいと思うすよ、本当に。んでねえすか。うんと足湯なんて二番煎じどころでねえ。五番煎じみたいなもんだ、本当にせね。私はそういういたわしい湯っこ、やる必要ねえと、あそこさ。で、大体あそこの湯さいったの見たことあるすか、あんた方、あの冬にでも。足湯だって、夏ののぎい時期やんねえで、ほとんどみんなさびい時期、風呂さも入っていげねどもちょっと足だけぬぐだめでいくかぐらいのもんで、だから氷水ひいてあれだつてば、冷やし水ってやった方がいいですよ。まず、まあそれはそれとしてまずね、うん、わかりました。

それから、まだ100万の減収なつたと、いわゆる非農地にして。でも、まだ恐らく何件ぐらい、これ農業委員会の方で何件ぐらいいってるかわかりませんが、まだまだ、ただ非農地だという通知が来ただけであって、法務省に届けてるといふ農家戸数というのはどれぐらいいると推定されますか。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 笠井副市長

○副市長（笠井潤君） イーバイクの件についてお答えいたします。

今、先ほど名前が出ました地域協力隊の大橋君、彼は教養大出身で英語も堪能で

すね、本人はゲストハウスとかですね外からそういうふうな人を呼んだアウトドアとか、そういうふうな部分をやりたいと。そのやりたい、それを実現させるための場所として男鹿を選んだということですので、今のその自転車事業については、それもまづ一環だと。で、この3年間の間でそういうふうなことをやりながらですね、3年後、自分がそれできちっとビジネスにしていくような形を今から取り組んでいくというふうな形で準備してるということでもあります。

あと、採算性についてでもありますけれども、これだけで全部回すというのは厳しいところもありますけれども、DMOとかでそれをやるというふうな意味はですね、そういう形で遊べる、こういうふうな楽しみ方ができるというふうなことを外にすごいPRできるというふうな部分のPR効果も狙っているところでもあります。

あと、3月末から定期チャーター便、台湾の定期チャーター便が始まります。定期便に向けて、今、県も頑張っているところでもありますけれども、台湾の方が自転車大国でありまして、非常にそういうふうな自転車を楽しむというふうなお客さんがいますので、インバウンドについても非常に効果があるというふうな形で将来性があるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 武田農委事務局長

○農委事務局長（武田誠君） 非農地判断のご質問でしたので、まあ平成29年度初めて非農地判断の実績を出すということから、まあパトロールに基づいて出したわけですが、これまで一度も判断してきたことがなかったこともありまして、比較的大きな面積となっております。ただ、判断するに当たって、法務局に当然筆等、所有者の情報、まあ税務課へ提出するものと同じものを出してくださいということで出して、まあその農家さんが非農地通知を受け取った後に、その通知を持って行って本人が地目変更をするというような流れになっておりますので、こちらから届いた通知の所有者が、通知されたものがすべて法務局に行っているという実態ではないと思いますので、今のところ、どのくらいの方がその手続をしたかっていうのはわからない状況にあります。ただ、逆にですね、非農地判断をされてない、いわゆる平場の比較的連担した土地の真ん中であって、若干荒れている状況にある農地を非農地判断できないとか、そういう相談も寄せられている状況でして、なかなか農用地区域内の農地につ

いては、簡単に非農地判断できないという状況もありますので、こちらで非農地判断した方は、先ほど言ったような減反政策と絡めまして、なぜ非農地判断されるんだという方もおりますし、逆にこちらで非農地判断できない農地の方からは、早く非農地判断できないものかという相談がありまして、その辺のギャップが今生じている状況であると、農業委員会では認識しております。

○委員長（笹川圭光君） さらに。3番

○3番（畠山富勝君） わかりました。それから、さっきのあれだすな、空家については例えばの話であってね、まだまだその部分で研究する余地があるのではないかなという話ですので。

それから、英語堪能だと。非常にやっぱり、今のこのインバウンドでは、男鹿ではやっぱりなくてはならない人材であります。あるわけです。ですから、やっぱりね3年過ぎて間に合わねがったと、とてもやってらいねとなったときのことを私は危惧してるわけです。あともう国から金来ねえんだから、自主財源で。それまでの間にね、本人が、わからねえよ。けどもうちょっとやっぱり、私は何回も言ってる観光協会の方でサポートをしていくか、どっちかがサポートするかというようなことでなければ、将来性がある若者をつぶしてしまうのではないかなと今感じたわけです。あなた方の話を聞いてね。

それから、この非農地についてのこのあれですが、この、これは例えば要望があればまず再発行してもらえとか、これ証明書をあげるっていうことはできるんですよ。その辺のところ聞いて終わります。

○委員長（笹川圭光君） 笠井副市長

○副市長（笠井潤君） 今畠山委員言われたように、非常にそういうふうな有望な方が地域に残って、きちっとそういうふうなやり続けていけるような形をどうしていくか。それが観光協会のそういうふうな中でやればいいのか、それとも、いろいろな形でのその新しい事業を興す、そのきっかけを我々の方でつくってですね彼に頑張ってもらおうかというふうな形は、いろいろこれから考えていきたいと思ってます。

○委員長（笹川圭光君） 武田農委事務局長

○農委事務局長（武田誠君） 先ほど話しましたとおり初めてのことで、通知を受け取った方も、その通知がどういうものであったかっていうのがわからないまま、もし

かしたら通知の紛失等につながっている経緯もありますし、先ほど言ったような相談事も多いことから、まあ明らかに私どもの方の通知書が行っている方であれば、相談してもらえれば対応方したいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 3番畠山富勝君の質疑を終結いたします。

○3番（畠山富勝君） ありがとうございます。

○委員長（笹川圭光君） 次に、16番安田健次郎君の発言を許します。

○16番（安田健次郎君） 私も通告したんで、若干議論させていただきたいと思いません。

まずはじめに、税金の問題をお聞きしたいと思いますが、この間の一般質問の理解できなかった部分もありますので、ちょっと申し上げたいと思うんですけども、いわゆる均等割のね是々非々、まあ今議会、結構議論されてるわけだけども、そもそもなぜこの均等割を私方が重視するかっていう問題、非常に税制上古い税制だと。まあ本来、古代の税制の名残だと。国内では薩摩藩が南の島の何だっけ、何だかちょっと忘れたけどもね、琉球王国であったんだものな。まあ受け売りみたいな形で本で読んだだけだけども、あそこの琉球王国を支配する際に、この人頭割税っていう税金を納めた、かけたんですね。非常に原始的な屈辱的な、庶民から言わせればね税金なんです。で、この名残がね、今の21世紀の時代になっても、この国民健康保険税だけにのみ残ってる制度なんですよ。ほかは全部累進とか民主的な賦課徴収の制度なんです。これもやっとな調べてわかったんですけどもね。この国民健康保険税の制度にだけ、この均等割っていう古い税制の古代の非民主的な頭割に税金をかけるという、これをやめようというのが今の動きなんです。まあ市町村、全国市町村議会もね要望はしてるわけだけども。私は、やっぱりこういう点で早くね、なくしなけりゃならないっちゃう背景も今回の議論、議会の議論の中でね出ているあらわれかなというふうに勝手に解釈してます。まあそういう点でね、この均等割についてはね、やっぱりそういう古い制度についてはね、手早くやっぱり今の進んだ税制にね求めていくと、進めていくというのが根幹じゃないかなという点で、今後のまあ税に対するその均等割も含めてね、民主的な考え方っちゃうか、特に聞き方としてはやっぱりこの均等割をなくするかどうかっていう、なくするかっていう、まあ国の関係もあるわけだけれ設もね、それに見合う賦課徴収の方法を検討すべきじゃないかという点で、せっかく

市長がおりますので、できたらご見解をお願いしたいと思います。まあ一般質問ではある程度理解はしているわけだけでもね、しかし、もう少し私はこの点で議論しなかりゃならないというふうにまず一つ伺っておきます。

もう一つは、これもこの間理解できなかったんでお聞きしますけれども、この間の税の申告、市民税の申告の際のご答弁でね、せっかく配付された用紙の中に、不必要な件については申告会場に来られた方については、職員が申告相談を受け、システムに入力後に申告用紙を印刷することから、会場にご持参いただく必要はないものがありますと。これについて私は、なぜ不必要のものを発行してるのかという聞き方したら、こういう答えですね。何回も繰り返したくはないんだけど、せっかく税金っていうのがね納める義務があつて、今、民主的な税制に改めるべきだちゅう立場からいくとね、今の税制の基本っていうのは、ちょっとつけ加えますけども、国税通則法第16条ですよ、申告の根幹の納税方式ってうたってます。「納付すべき税額が税納者のする申告により確定することを原則とし」ってあるんですね。で、その申告がない場合、またはその申告にかかわる税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合、その他当該税額が税務署長または税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長または税関長の処分により確定する方式をいうというふうになってる。いわゆる略すれば、略すると、自主申告が今の税制の建前ですよ、根幹なんです。それが、自分がね指示に従って申告しようとすることに対しての弊害にかかわる私は部分じゃないかなちゅうことで疑問を持ったんです。だからね、せっかく文書こうやって出すんだつたらね、少し赤線引いてあるんだけど、これが平成31年度の市県民税。で、ここさ申告必要ございませんでしたらね、この計算用紙はいらないんじゃないかなと思うんですね。中さはさまってる。これ全部正確なこと記入できないでしょ。経費とかね。収入は書く欄ありますよ。あとね、事業によっていろいろさまざまあるわけだけでも、所得金額からこの差し引かれる欄にはね10番から22番まであるんだけどね、これも私はね正確な申告に基づけないものでないかなというふうに思うんです。でね、もう少しつけ加えますけどもね、この必要経費のあり方。これ地方税法、国税規則に基づいて準ずるわけだからね、必要経費だから所得税法の第37条ですよ。その年分の不動産取得の金額、事業所得の金額または雑所得の金額、以下略しますが、計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあ

るものを除き、これらの所得の総収入金額にかかわる売上原価その他当該総収入金額を得たるため、直接に要した費用の額及びその年に受ける販売費、一般管理費その他にこれらの所得を生ずるべき業務についての費用の額とすると。これからいくとね、これ全部正確な申告できないんですよ。で、過去にねもっと懇切丁寧な申告用紙つくったらって言ったら、残念ながら今ね、この流れがね秋田市も今やめちゃった。だんだん逆にね、私方の努力が弱いせいかね、こういう申告用紙になりつつあるんだけど、できればね、せめてもう少し正確な必要経費を記入する欄があるね申告用紙に変えたらどうかっていうのがまず一つです。じゃないと、正確な申告ができないんじゃないかなと。で、これもね今のこの市のねこの書き方見るとね、非常にやっぱり高圧的じゃないかなと思うんです。来なさいよと。私方がちゃんと計算して納得した上で、まあ本人の納得も必要だけど、その上で記入して私方がちゃんとできましたからそれを今度提示しますよっていうやり方。だったら、何もただ聞き取りしてね、本人からの領収書とか経費みんな持ってきてもらって、それに基づいて書いてあと出せばいいっちゃう書き方でいいんじゃないの。何となくね本人の自主申告を尊重してるようだけれども、どっこいそうではないの。いわゆるちょっと高圧的な税務行政じゃないかなというふうに思うんで、思うんですよ。ですから、もう少しね正しい申告ができるような納付の仕方っていうの、申告の仕方っていうのが私は求められるんじゃないかなというふうに思う。そういう点ではね医療費はちょっと変わってきたからね。今まではなんもやっても領収書全部届けなきゃならなかったわけ、これもまあある意味では前進した意味で、チェックだけすればいいようになってきましたけどもね。

で、もう一つ。この申告書の提出にあたっての留意点（４）ありますね。この次のまあ①、②に該当する。申告書に必要事項を正しく記入された方のみ、市役所の税務課、若美支所及び各出張所に提出できますと。なお、②に該当する方は、必ず源泉徴収を添付してください。当然です。で、収入のなかった方は非課税、まあ遺族年金とかね、これ税金かからないわけだから収入とみないわけだから、それはわかるんです。②ですよ。収入が年金のみの方。詳しくは裏面に記入っていうことで書いてあるんだけど、ここでね税務課長にちょっと聞きたいんだけどね、年金所得で20万の所得のある方、この間一般質問でちょっと五里合の例出して少し話したいんだけどね、これは申告提出すべきなのか、するべきでないのか、どちらの見解なのか。

私はね20万円以内であれば収入なしとみてやらなくてもいいんじゃないかという、受け付けでやってもいいんじゃないかと思うんだけど、その点はどうなんだか。で、過去にはね、まあ今でもやるんだけども、税務署は申告用紙を全部記入してそのまま提出すれば、スタンプを押して戻ってこれますよね、受け付けましたって。過去に若美町でもあったんですね。入り口で印鑑ストップ。印鑑っちゅうか、提出しただけで。ただしこれはね、やっぱりいい加減さも出るっていうことからね是正されてきてるわけだけれども、しかしそういう点においてもね、やっぱりもう少し、この所得20万円までの方々っていうのはね、やらなくてもいいよとか申告しなくてもいいよっていう書き方をしていかないと、ちょっと間違い起こすんじゃないかなという気がしたんで、この点の解釈をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと公園について通告してありますけども、これは前にもちょっと言ったんだけども、結構、私のところへ苦情来てるわけだけれども、まあ旧若美町のところに若美スキー場っていう跡地、跡地じゃねえ、今あるよね、ほとんど使っていないんだけども。あそこ今、まあほとんどグランドゴルフの会場みたいになって、まあグランドゴルフの愛好家から、もっと若美町でいいの欲しいっちゅうことであつたけども、結果は、回答は、あれ何か男鹿のマリンパーク、ここに立派なのがあるからそこへ集中した方がいいんじゃないかっちゅうことで、請願っていうか要望が断られた経緯あるわけだけれども、で、そのため便利上、あそこグランドゴルフ場化になってるのかどうか、条例、私記憶ないんだけども、結構使われているんですよね。ところがね、再三言うんだけども、若美町の場合、私の町内言うのもちょっと恥ずかしいんだけども、公園ないよね。ちっちゃな潟端とかね申川とか福野でも、ちゃんと公園あるんですよ。子どもの遊び場の滑り台もあるし、ブランコみたいなものもあるしね。宮沢だけにはないんです。まあそれはいいんだけども、いいんだっていうか、なぜやめたかは何回しゃべっても通用しないことだけれども。で、このスキー場のねあそこのグランドゴルフに使われているんだけども、あそこでやっぱり遊びたいって、結構遊びやすい芝生でいいところなんです。で、館山とまた違った点で、あそこやっぱり子ども方の散策にはうんというということで、過去に、教育委員会ではわかると思うんだけども、あそこに建ってた塔が触っただけで全部、ささくれあって苦情があつたっていうことで、前に、四、五年前に全部取っ払ったよね。長く教育委員会にいた人はわかります。で、それは改

善されてます。で、それだけね、あそこささくれてるだけ遊んだ子ども方が結構いたっちゃうことなんだけど、その例をあらわしたくて今言うんだけど、あそこやっぱりもうちょっとね遊び場としてどうなのかっていう点で、行けばねグランドゴルフいっぱいやれないっていうんですよ。で、ちょっとすみ分けの問題なんだけど、あそこら辺の子ども方の遊び場としてね、どうこう管理していくのかっていうのがちょっと宿題じゃないかなっていう点で質問してるわけだけども、できればいいグランドゴルフ場があればね、今の市民のニーズっちゃうのは結構あるわけだから、その点の方向づけと、まあ子ども方があそこで遊びたいってね、高台で眺めもいいしね、親子連れには結構いいところなんですよ。で、そのささくれまで出るだけ遊んだところなんだけどね、これからねやっぱりあそこら辺の地域の遊び場としてはね、どう、やれっていうわけじゃない。別さつくれとかっていうだけじゃなくて、何とかこうできればね、そういう使い分けのできるような改善策も必要じゃないかっちゃうことをお聞きしたいと思います。

あと最後です。通学道路の管理。

これは、この間101号線に基づいて五明光の問題で質問した際に、答えとしては、宮沢の問題については9月に調査したと。まあそれ以降被害があったんじゃないかって言ったんだけどね。まあああいう点についてはね、別に私責めるわけではないんだけどね、工事費がかかるとかだったらねモニターぐらいはね置いてね、ちょこっとペットボトルとれば直るところとかさ、塩をちょこっとまいてもらえば直るのはモニターでいいんですよ。せいぜいまあ、人によりにけりだけども、別に一シーズンね菓子箱の2つも3つもあればね、ペットボトルとれば流れる水をねやってもらったり、そこさ塩だけ、朝に塩まいておけばね滑り止めになるようなね、そういう形でもいいからやっぱりやるべきじゃないかと。そういう点ではね、なぜその話をするかという、今、通学道路、旧若美町の場合、ずっとね子ども方の安全っていうことで通学道路整備したんですよ。ところが今ご存じのとおりね、特に壊れてるっていうかね、特に何ていうんだあれ、ガードレールっていうの、あれが腐食してね、逆にガードレールなんだけど危険だのように見えるんです。あるんです、結構。で、これらもね、まあ全部あれ取っかえれとか解体費、そこ私ちょっとわからないけれども、いずれにしても何かあっても困るんでね、ちょっと何かその点についてね管理のあり方として

ね、通学道路のとらえ方をどうするのかと。まああんまり今、ほとんど使っていないだけでもね、なくするわけにもいかないでしょうけれども、ちょっとその管理の点についてのとらえ方をどうするのか、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 原田税務課長

○税務課長（原田徹君） 安田委員のご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の均等割という件についてですけれども、先ほどもちょっとご答弁をさせていただいておりますが、均等割をまあなくするというのは法律的にできないので、まあ権限もしくは減免というふうな形にならざるを得ないかと思っております。この場合、中間層ですね、所得の中間層への負担が大きくなることや、子どものいない世帯に負担が大きくなることなどから、現在そのような形での減免については考えていないものであります。

あと、申告の件についてですけれども、申告、まず申告用紙の件でございますけれども、委員の方がおっしゃるとおり、税金の申告につきましては本人が間違いなく行うということが基本となっております。で、そのために、申告用紙につきましては、法律で定められている形をもとに収入のない方が書きやすいようにという配慮をさせていただきまして、現在の申告用紙としております。ただし、まあそのものについて、例えば今、先ほど委員がお話しされました例えば控除、もしくは数ある所得について正しく記入ができるかといいますと、実際それを正しく書いて市役所の方とかにですね届けていただいているという方は実際余りいらっしゃいませんので、その方については、うちの方で申告会場を地区ごとにご用意させていただきまして、そちらの方でご相談に応じると。で、ご相談に応じた場合には、あくまで広報に挟めてあります申告用紙の方は使わないで、その場で入力したものの申告用紙または申告の控えとして市民の方々にはお渡ししている状況でございます。

あと、年金所得等の20万円以下の方についてはどうかというご質問がございましたけれども、確かにおっしゃるとおり所得税につきましては、年金等の収入に関しては確定申告の必要はございません。ただ、市・県民税、市民税・県民税の申告については、20万円以下であっても必要というふうな形になってございますので、この辺がちょっと違いがありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（鎌田栄君） 私からは、若美中央公園のスキー場手前の広場の活用についてお答えいたします。

あそこの・・・

○16番（安田健次郎君） 若美中央公園だ。正式な名称。

○文化スポーツ課長（鎌田栄君） 失礼しました。若美中央公園内の広場の活用についてお答えいたします。

あそこの公園という位置づけでありますので、一般の利用者に供するために設置しているわけですが、私どもも、あそこの広場がグランドゴルフとして活用されているのは承知しております。ただ、グランドゴルフの愛好者の人方も、あそこの使用にあたっては、使用申請を出しまして、その許可を受けて使用しているところがあります。ただ、利用者においても、一般でそこに遊びに来る子どもたちがいる場合は、その場所はあけますよ、提供しますよということで、私どもはそういう意味ではすみ分けはされているのかなと思っております。

それで、安田委員ご質問の、子どもたちがもうちょっと活用できるような広場としての遊具の設置等の意見もありましたけれども、あそこに改めてそういう設置する考えはありません。というのは、あそこにまだ館山近隣公園という公園施設もありますので、そういう既存施設をうまくこう利用者も活用してもらいたいと考えているところでもあります。

以上であります。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） 私からは、通学路の管理につきましてお答えしたいと思います。

道路の市道の維持管理につきましては、町内会や市民個人の方から、いろいろこう要望が毎年一定数の数があります。まあそれに対しましては、現地調査を速やかに行いまして、緊急性を判断した上で優先順位をつけて対応しているところでもあります。委員おっしゃる通学路のガードレールの破損等に関しましては、この後現地確認を速やかに行いまして、緊急性などが、危険があるような場合でありましたら速やかに対応したいと思っております。

それと、一般質問の答弁でもありました箇所につきましては、うちの方で応急的な修繕対応しております。まあその後の対応につきましては、町内会の方をお願いして、まず現場の定期的な確認をしてもらいたいというお話をしております。まあそれと、冬期間の、あそこはS字カーブになっていて非常に危険だということで、冬期間の事故防止のために凍結防止剤、これはまあ付近に住んでおります市役所のOBの方の協力してくれるということで、そちらのお宅に届けて、本年からそういう夜間に凍るようなときはその防止剤をまいてもらうというようなことで対応してもらうということにしておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 税務課長、最初に中間層に支障があるっっちゃうお答えでしたんだけどね、逆に中間層に支障がある場合、子どもが余計な人に対しては支障がないのかっていう逆論なっちゃうんですよ。私が言ってるのは、そういう子ども方がね人頭方式だもんだからね不公平だと言ってる質問に対してね、中間層に対して支障が出るっていうんであればね、税制の根幹にかかわる解釈の問題になりますよ。なぜこの間のね議会の中でね、ほかの社保とかほかの税とね国保がなぜ倍なってるかっていう原因が、この人頭割っていうことでしょ。それがね、子どもの数にも後期高齢者医療分も賦課するし、介護保険の分も賦課される。赤子にでもですよ。それをやめなさいっっちゃう質問に対してさ、中間層に支障があるっちゃう答えはちょっと私ね、どうかなっっちゃう感じしますが、この点についてお互い歩み寄りっっちゃうかね、ちょっと考え方の相違がもう近づける共通認識もつべきでないでしょうかと思います。コメントあったらお願いします。

それからね、20万円の問題はね、これ国税であったからね、それはわかりました。ただね、仮にそのことが、この間、五里合の話したんだけどね、この人方が申告したらいいか、しなくてはいいかっていうのわからないので、で、例えば1円でも、まあ市民税の控除額が違うわけだから、少しでもあれば申告しなけりゃならないよっっちゃう認識をもってない方が多いわけね。いわゆる簡単に言うと、私のうち、年金以外だと何も、田んぼつくってもらったって所得も何もねえ、行がねってもいいんじゃないかねえがっていう相談、この間2件あったっちゃう話したよね。だからそういう方々はね、やっぱりどうしようかっっちゃうことがあるんで、そういうこともね頭に何ちゅう

か、とらえてね、受け付けで出てきて、おかしかったら電話でもね是正、更正、修正すればいいわけだしね。

それからもう一つね、受け付けなぜ、窓口受け付けがなぜやれねえがっていう問題もあるんだけどね。やっぱり遠いんですよ、今。選挙の投票場と同じで、投票率下がるんです。ちなみに私の方の地域、トレーニングセンターまで五明光から5キロぐらいあります。大抵のね今、ぎりぎりの年金暮らしでちょっと収入のある方。田んぼ人につくらせたとか、少し何かのね不動産所得がある方、今いるんですよ。この方々やっぱり80歳もね過ぎると、やっぱり大変なんですよ。せばやっぱり持ってってもらってね、支所に届けてくださいって。もし間違ったら電話で後で修正すればいいわけだから、できなかつたら更正すればいいわけだから。それはちょっと業務上ねノルマ、きついと思うんだけど、せめてそのぐらいの親切さがないとねアンチ税務というふうになる可能性があるんでね、そこら辺ももしかしたら、もうちょっと私はね、別に責める質問してるわけじゃないんで、課長の考え方わかるわけだからね。もう少しやっぱりそこら辺も配慮していかなければね。そんなにひどい脱税行為につながるとか、全くいい加減な申告につながるっちゃう問題ではないんです、その部分で言えば。今、税法も厳しくなってね、法律が改正されました。ちょっとでもやったらね、消費税なんかごまかすとね刑罰罪だよ。所得税法じゃないよ。収賄罪で罰せられるようになりましたからね。だからね、税金っていうのは本当に正しくやらなきゃならないんですよ。それを防ぐ意味でもね、逆にアンチ税務ってならないようにさ、そういう方々の階層の方々の配慮できるような受け付けも必要ではないかなと思うんです。

まああの、公園のすみ分けちゃんとやってるってちゅう答えなんだけど、まあなぜせば私に投書きたか、これはまあ不可解だからわからない。勝手な解釈なると。まあいずれにしてもね、そういう投書があったんで質問しておきますけども、本当にすみ分けされてるんだら何も質問の意味ありませんけれどもね、ただ確認だけしておきます。

それから、モニター制度の問題ね。管理の問題ね。草刈りでもね、ちょっとした、全面草刈りやらなくてもね、あそこだけ危ないっちゃう局面あるんですよ。あのカーブだけちょっと見えねえどこあって、草も。そういうところもね少しモニターでも

使ってね、ちょっとその近くの人さね、一定の500円でも1,000円でもやるから危険なところあったら刈っておいてくださいってやっていけば、そんなに大きな被害にならないのかなと思って、思いついた質問させていただきました。

以上です。お答えをお願いします。

○委員長（笹川圭光君） 原田税務課長

○税務課長（原田徹君） 安田委員のご質問にお答えいたします。

先ほど、すいません、中間層へのというふうな話のことでしたが、まあ基本的には、うちの方で均等割、平等割に関して法律的にできるかできないかという話は、まあ一般質問以来いろいろご答弁させていただいてるところではございますけれども、均等割というのに関しては、その制度的なこともございまして、今、今年度から秋田県広域で全体で取り組んでその国民健康保険に対しまして、当市だけが先んじてその均等割の方の減免を行うということは、まあ中としてどうなのかなというのも含めまして、基本的にはまあ税務課といたしましては、今後の全国市長会の上の方への呼びかけというかですね、あれもありますので、そちらの件を含めまして、委員がおっしゃるとおり国民健康保険の制度として全般的な改正を見守りたいと考えておりますので、ご理解の方よろしくお願いたしたいと思っております。

あと、すいません、申告の件についてですけれども、おっしゃるとおり申告をしなくてもよいとかというお話も、今現在うちの方でもございます。もともとその平成27年度までは、当市の方で申告用紙の方を送らせていただいておりますが、まあいろいろなことがありました平成28年度から、現在の広報の方に折り込むというふうな形をとらさしていただいております。そのため、申告用紙が届かないので申告はしないのではないかというのが、今年、今現在でもそういう状況がございます。で、まあそれに関しましては、当課の方は、税務課の方でそれは違うよというふうな話も含め、まあ広報だけではなく、いろんな意味でそのPR活動、まあそういうふうな皆様への周知が足りなかった部分はあるかと思っておりますので、その辺は今後もう少し検討してまいりたいと存じます。

また、窓口の受け付け等、いろんな形につきましては、まあ毎年毎年その申告を行いまして、申告会場に出向いているもの、または課の方に残っているものから、申告のその反省点、いろいろなものを出していただきまして、まあ次年度のその申告に対

してどのようにしたらよいかということを探しながら毎年進めております。まあ根底には、市民サービスの向上も含めまして公平・公正で適正な課税に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 鎌田文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（鎌田栄君） ただいまご指摘のありました若美中央公園を含めて、体育施設の多くは指定管理をしております。その指定管理者ともこの後いろいろ協議をしながら、より利用者の目線に立った利用促進に努めてまいりたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） 私からは、道路や側溝などの破損などのそういう危険な緊急性のあるような情報につきましては、市民の皆さんからの情報をもとに緊急的な対応はしております。それに加えて、我々職員の方でも、現場に行った際に随時こうパトロールをするとか、定期的なパトロールなども行っておりますけれども、なかなかこう市内全域、常に状況を把握するということはかなり難しいのが現状ではありますので、このモニターに関しましては、まあ今後検討していきたいと思ひますので、よろしく願いします。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○委員長（笹川圭光君） 16番安田健次郎君の質問を終結いたします。

次に、12番進藤優子さんの発言を許します。12番

○12番（進藤優子君） それでは、私からは3点について質問をさせていただきたいと思ひます。

通告、マイナンバーカードってということで通告させていただいておりますけれども、総務課の所管ではございますけれども、今回の質問の部分は、窓口での申請手続についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思ひます。

平成28年の1月から、このマイナンバーカードの交付ということで手続っていう開始されていると思ひます。で、なかなか現状としては進んでいないような感じをこう受けるわけですが、今現在のその申請手続、どのような形で行われて、窓口では行われているのかについてお伺いしたいと思ひます。

で、2点目は風疹の予防接種についてですけれども、昨年来、風疹が全国的に流行しているっていうことで、その拡大防止に向けて、免疫力が低い39歳から56歳の男性を対象にして、来年度から抗体検査とその予防接種が無料で実施されるっていうふうなことで今進めていただいている部分かと思います。で、28年度の補正でも抗体検査の費用はあがっておりましたが、具体的には来年度からのスタートっていうことで、今、来年度予算のところまでこう聞かせていただいておりますけれども、接種の流れとしては、本市においてはいつころからどのような形で行われていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

3点目が、今回新規事業として男鹿市舗装繕計画策定業務が、450万円の経費が計上されています。これ、この新年度予算の概要を見ると、道路機能を維持し、地域の活性化、利用者の利便性及び安全性の向上に寄与するため、市が管理している道路について、劣化、損傷状況を確認し、耐久性、構造的、経済性等を検討し、この修繕計画を作成するっていうことがございます。で、今、市内の道路あちこちこう見て、今、雪解けっていうこともあるんでしょうけれども、非常に、通年もそうですけれども、今特に傷みが激しいっていうふうな部分があるかと思いますが、で、そうした中で、この修繕計画、まあ何を進めていくにも予算が伴い、順序と優先順位であったりとかそういった部分で進められていくものだと思いますけれども、この修繕計画が策定されたことによって、道路のその状況っていうか、今までよりこう進んでいくっていうもとに作成されているものなのか、そこについてお伺いしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） 私から、マイナンバーカードの申請手続についてお答えいたします。

マイナンバーカードの申請手続は、まず国の総務省でこの制度手続をお知らせしていただくわけですが、まず推奨されているのが郵便申請で、申込書、申請書を記入して写真を貼付して郵送するという方法で、そのほかにスマートフォンから、あるいは自宅のパソコンから、あとは、まちの中にあります証明用写真機、それで申し込みをできる写真機もございますので、そちらを利用して下さいというご案内になっております。で、生活環境課の窓口におきましても、この中で言いますと自宅のパソコンからというような、そのパソコンを使った申請方式について、機器を設置して、カメ

ラ等の機器を設置して、その窓口でできるようにお手伝いをしているところでございます。で、受け取りにつきましては、市役所で受け取るという形になっております。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤健康子育て課長

○健康子育て課長（伊藤徹君） 私からは、風疹対策につきましてお答えいたします。

流れとしていつからどのようにということでございましたので、その流れについてですけれども、こちらの国による風疹の追加的対策につきましては、まず当方といたしましてもシステムの改修等も必要でございまして、まずクーポン券の発行という仕事の一つがございます。で、対象となる方々全員にクーポン券をお配りしまして、これによって全国どこの医療機関でも抗体検査が受けられますよというものなんですけれども、このクーポン券を発行した上で抗体検査を受けていただきまして、で、抗体感の低い方については予防接種を受けていただくというような流れになります。で、4月に入りましてからできるだけ早くこのクーポン券の発行ができるように、今準備を進めているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） 私から、舗装修繕計画の策定業務についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、市道の舗装につきましては、経年劣化等によりましてかなり傷みが進んでいる状況でありまして、なかなかこう計画的な修繕はできていない状況であります。舗装面だけの修繕工事、これに対しまして補助の対象にならないということになっておりまして、今現在は維持工事の方で応急的な対応をしている状況であります。この修繕計画を策定することによりまして、この後、起債を活用して計画的に舗装の修繕事業を推進していくということによりまして、利用者の安全性や利便性の向上を図ってまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長（笹川圭光君） 再質疑ありませんか。12番

○12番（進藤優子君） 今、マイナンバーカード、郵送、スマホ、パソコンっていうことでお話ございました。で、生活環境課の窓口からもっていう、お手伝いをさせていただいているっていうお話しでございました。ただ、今、このマイナンバーカードに関して言いますと、このマイナンバーカードが始まる前にも私もちょっと質問させてはいただいておりますし、今回一般質問でもありましたけれども、コンビニ交

付とかでその証明書等をとれる場合は、非常にこう活用のできるカードであろうかと思ひます。ただ、今の現状で、このカードがじゃあ何に使えるのかっていう部分をこう考えたときに、身分証明書がまず一番こう有効的な活用方法なのかなっていうふうに思ひます。そうした中で、実はマイナンバーカードをつくりたいんだっていうことで生活環境課の方に申請に来られた方がいらっしやったようなんですけれども、その身分証明書程度にしかならないっていうことで、そのカードはつくらないで帰られたっていうことで、今これをつくっても何もこう意味がないんだっていうふうなことを実は言われました。で、まあ全国的にこのマイナンバーカード、今それこそ新聞等でもコンビニ交付が、コンビニの証明書交付が始まったよとかいろんな部分があったりとか、まあ消費税に伴ってポイントを付与するとか、全国的にはそういった動きが出てると思ひます。まあここで、今の段階で経費的なものも考えてコンビニ交付ができないとかそういった部分は確かにあるかと思ひますけれども、その窓口にいらしていただいた方に、今、証明書程度だからっていう部分で発行を何か見送っていただいたのか、まあ最終的には本人の判断だったのかもしれないですけれども、そのいらした方に対してその手続は妥当であったのかなっていうふうなことを非常に思ひわけですけれども、そこら辺についての考え方をもう一度お伺ひしたいと思ひます。

で、風疹の予防接種についてですけれども、あと、今課長の方からございましたシステムの改修もあるっていうことで、クーポンを発行していただいて全国的にどこの自治体でもっていうお話もございました。ただ、これ対象になる方々が一気にこうできるものではなくて、何年かの計画の中で進めていくものかなと思ひております。で、この年代の方々っていうのは、まあ基本的にはお仕事をされている方の年代になると思ひます。で、こういった方々が確かに全国どこでもできるっていう部分ではありますけれども、医療機関に、まあ健康な方々の年代でもあろうかと思ひますので、医療機関に足を運ぶ時間、普通のその病院がやっている時間帯に仕事をされている方々、今いろんな勤務の時間帯が確かにあるんですけれども、なかなかその時間帯にこう足を運ぶ方ができない方々もいるのではないかなっていうふうにこう思ひております。そうした場合に、例えば夜間だったりとか休日だったりとか、あと何ていうんでしょうか、健康診断の場であったりとか、そういった形で検査を受けれるような。まあ検査がマイナス、抗体があれば予防注射はしなくてもいいわけですけれども、抗体の検

査に行つて、まあ結果を聞きに行つてその予防接種を受けるとかつていうことになる
と、まあ最低でも2日はいるわけでは。平日が休みの方でしたらいいんですけども、
そういった方々に対する配慮つていうか、何か対策としては考へているものがあるの
かどうなのか、その辺についてお伺ひしたいと思います。

3点目の道路維持管理の計画策定ですけども、今課長おつしやられましたように、
起債の発行ができるようになって計画的にこつ修繕を進めていくことができるつてい
うお話がございました。で、これ、計画策定業務で委託料としてやつぱりあがつてい
る部分ですので、どちらかにお願いして策定していただいているのかなつていうふう
に、いくことになるのだなつていうふうにこつ思つております。で、計画を策定しな
いと、その整備であつたり、何してもそうですけど進んでいかないものなのだつてい
うのは認識はあるし、わかつてるつもりですけども、昨日の社会資本整備交付基金、
事業費が非常に減額になつてつていうその質問があつたときに、まあ市でこつ要望
しているものの34パーセントぐらしか進んでいないんだつていうふうなお話もご
ございました。で、これ計画で起債を発行して、その30数パーセントのものが数值的
にこつ上がつていくものなのか。道路状況が改善されていくものなのか。その辺につ
いても、もう一度こつお伺ひしたいと思います。

で、この計画、いろんなこれ今道路のことですが、道路だけじゃなくて何かにつ
いてこつ計画策定つていうのは、まあ業者の方であつたりとか、その道の何ていうん
ですか専門家であつたり、いろんな方々にこつ策定をしていただいている部分だと思
います。で、1冊こつできてきたものがまあその費用を見ると450万なのかという、
まあその見方つていうのはちよつと悪いのかもしれないんですけども、その計画、
まあ道路の状況つていうのは、皆様こつパトロールであつたり、全域には行き届かな
いつていうような話も今ございましたけれども、状況どこがどうだつていうふうな部
分は、見てる方々が一番こつわかる部分なのかなつていうふうに思います。で、それ
にまあ測量であつたりとかいろんな部分も必要なかなとは思つていますが、こつ
した計画であつたり、まあ道路に限らずです、いろいろな部分の計画つていうものを、
例えば市の職員がいろんな課にまずその専門つていうかね、知識を持った方もいら
つしやると思つてはいるんですけども、そうした方々がこの計画をつくつていくつてい
うふうな考へ方はできないのか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤健康子育て課長

○健康子育て課長（伊藤徹君） 私から、風疹対策の方につきましてお答えいたします。

委員ご存じのとおり、今回対象となっておりますのは昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれました男性の方ということで、現在年齢が39歳から56歳の方々でございます。ちょうど働き盛りの年代の方々でして、特にお勤めの方であれば、やはり平日の日中、病院に行くのはなかなか大変であろうとは思いますが、そういうこともございまして、期間をですなやっぱり3年と長い間、時間を設定しているものと考えております。この方々が病院を受診されるにあたって何かしらの配慮があるかということでございますけれども、現時点でその具体的な策というのは特にないというのが現状でございます。で、3年間の期間がございまして、この後も国を挙げて、市といたしましても広報して周知に努めてまいりたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（笹川圭光君） 伊藤生活環境課長

○生活環境課長（伊藤文興君） マイナンバーカードの件でお答えいたします。

生活環境課の窓口におきまして、不適切な対応があったということでございます。大変申しわけございません。おわびいたします。

マイナンバーカードにつきましては、さまざまな利用方法がだんだんだんだん広がっております。つい最近も健康保険の被保険者証として使えるというような方向も出てまいりましたし、いろいろな情報連携が進んでまいりますと、マイナンバーがあればいろんな手続きができる、あるいは手続きが省略できるというような方向性になっておりますので、今後もマイナンバーカードの普及、促進に努めてまいりたいと思っております。

ちなみに、現在男鹿市でのマイナンバーカードの交付件数が、人口2万8,407人に対しまして2,171件、7.64パーセントとなっております。

以上です。

○委員長（笹川圭光君） 畠山建設課長

○建設課長（畠山喜美君） お答えいたします。

この事業に関しましては、先週の社会資本の整備交付金事業とは関係がないというか、まあ別の事業になりますので、これをやることによって社会資本の方のパーセン

トが上がるというようなことはありません。ただ、市内全体の市道の維持管理と申しますか、整備のパーセントは当然上がっていくことになるとは考えております。

それと、この委託業務につきましては、業者さん、道路関係の専門的な資格を持った業者さんをお願いすることになりますけれども、やはりこの調査を、この計画の立てるにあたりましては、各路線ごとの詳細な劣化状況や損傷状況などを詳細に調査した上で、いろいろなことを検討して計画を策定するというやっぱり専門性のある業務になると思いますので、我々職員で対応するというのは現実的にはちょっと厳しいのかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（笹川圭光君） さらに質疑。12番

○12番（進藤優子君） 今、そのマイナンバーカードについてお話しございました。

これから多分利便性っていうものは確実に向上していくものだと思っております。現在その7.6パーセント、これが少しずつふえていくのかなっていうふうにこう思っておりますので、申請してから自分の手元に届くまでは非常に時間がかかるものだと思いますし、パソコンだったりとかスマホが普及が進んでる時代ではありますけれども、こうしたものってやっぱり役所に行って手続をするものだというそういう認識をもたれてる方はいっぱいいらっしゃると思いますので、どうか来た方々に漏れなく申請していただけるようにしていただければというふうに思っております。

風疹のワクチンにつきましては、その時間的な部分であったりとか、まあそれから検討はこれからだっていうことですがけれども、その抗体がその世代の方々低いっていうのがあって、まあ10パーセントくらいのその抗体保有者をふやしていくっていうふうなことが、ひいては妊婦さんであったりとか子ども、生まれる子どもに対してのっていう影響もこう少なくなっていくものだとかこう思っておりますので、どうかこう受けやすいような、皆さんがこう受け入れるような、まあクーポン券だったり届いたものが実際こう自分がじゃあやるのかなぐらいでとどまるのか、これは絶対やらないといけないものなのだという認識に立つのかっていうのは、やっぱりこう送られていったものであったりとか周知っていう部分、さっきも話しありましたけれども、その部分がこう非常に大事な部分だと思っておりますので、一人でも多くの方が受けられるような環境をつくっていただけたらというふうに思っております。

道路のその修繕計画に対しては、ちょっとわからない部分で、社会資本も何もみんな

な一緒なのかなっていうふうに思ってしまったって、ちょっと違ったっていうことで、確実に市道の方の整備が進んでいくっていうお話ではございましたが、傷んでる部分もたくさんあり、また使われてる中でその順位をつけても、もう今傷んでるところがまたっていう部分も、やはりそれはこう、まあずっとこう続いていくのかなっていうふうな部分もありますけれども、まあその修繕計画に沿って少しでも改善していけるといいなというふうに思っておりますので、それに沿ってこう進めていっていただきたいと思えます。

今、道路のことの修繕計画については、その専門的な知見を持った方々の策定が必要だっというお話でございました。これ、まあ建設、建設っていうか道路に限らず、いろんな部分での計画策定ってというのは、ほかの分野でもまずあるわけですがけれども、本当に自分たちでこう何ていうんでしょうかね、計画を立てていくっていう、まあ忙しい中でその計画を立てるっていうことは大変な部分だと思いますけれども、その中で立てた計画を一つ一つこう積み上げていただくっていう部分とか、その経費削減とか、そのことだけではないですけども、本人たちのやる気の部分とかっていう部分も非常にこう大事な部分ではないのかなっていうふうにこう思っております。

今回のその条例に市長の3割カットっていう議案もございます。で、この中で先日こうお話がありました。職員の意識改革っていう部分のお話でございました。で、危機感を感じて意識改革に取り組むっていうお話もこうあった中で、今回この平成30年度の定期監査、工事監査報告書っていうのが監査委員の方から出ております。で、この3ページの「職員の意識改革について」というところに、非常にこう感銘を受ける部分でございました。で、「本市では、いろいろの喫緊の課題の対応が求められている」っていうのの締めくくりの部分で、「このため、これまで以上に少数の経費で最大の効果をあげる行政運営を実現することが強く求められており、職員一人一人が現状を的確に認識するとともに、これまでの前例踏襲の行政手法から脱却し、新たな発想のもとでなすべきことを自ら考え、迅速に実行していくことが必要となっている」っていうふうな部分でございました。ここ、本当に非常にこうね、ああ今その前例の、今までこうしてきたからっていう部分ではなくて、本当に新たにこう何ていうんでしょうか、その計画であつたりとか、何かこうできるもの、自分たちでこうしていけないといけないんだってという思いに立って前に進んでいっていただきたいなっ

ということで、質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（笹川圭光君） 12番進藤優子さんの質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 3時13分 休 憩

午後 3時14分 再 開

○委員長（笹川圭光君） 再開します。

本日の審査はこの辺にとどめ、明日6日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまです。

午後 3時14分 散 会
